

総務委員会会議録

平成19年12月14日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:45

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第112号 平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号第112号「平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」について説明させていただきます。

配布させていただいております資料によって説明させていただきます。「平成19年度一般会計・特別会計補正予算資料」をお願いいたします。この分でございます。

1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載していますように、本年度の前期の実績に基づく見直しと今後の所要額を見込んで補正するものでございます。表の一番上に記載いたしておりますように1億6942万6千円を増額補正しようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。主なものについて説明させていただきます。

まず歳入の市税につきましては、税目ごとに現在までの実績に基づき総額で2億9280万3千円を増額いたしております。

地方交付税の普通交付税は、額の確定により減額補正をいたしておりますが、減の主な要因は、市民税の当初見込額と地財計画の伸びによる算定額の差によるものでございます。

繰入金の財政調整基金は、財源調整のための3億9372万9千円を減額いたしております。

前年度繰越金につきましては、当初予算計上額との差引額を計上いたしております。

次に歳出でございますが、人件費につきましては、一般会計、特別会計合わせまして1億4144万7千円を増額いたしておりますが、増の主な要因は退職勧奨等によります割り増し分の退職手当組合負担金3億360万円であります。減の要因は、育児休業によります不要額、嘱託職員賃金の不要額等であります。

3ページをお願いいたします。新産業創出支援センター明渡訴訟経費は、利用許可期間が終了しているにも係わらず立ち退きをしない利用者に対する訴訟にかかる経費でございます。なおこの件につきましては、別途議案を提出させていただいております。

民生費の障がい者福祉費の更生医療給付費は、生活保護法からの移行等の9月までの実績を踏まえまして増額補正をいたしております。

穎田保育所新築事業費で老朽化した穎田の2箇所の保育所を統合し新築するための地盤調査および設計委託料を計上いたしております。

生活保護費の国庫負担金返還金は、18年度に超過交付を受けておりました国庫負担金の返還金でございます。

扶助費につきましては、前期の実績を踏まえまして、全体で2億2835万3千円を減額いたしております。

衛生費の病院事業会計補助金の増は、穎田病院の3月末の事業廃止に伴う打ち切り決算の資金不足に対応するために追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。農林水産業費の農村女性チャレンジ支援事業費補助金は、県補助金を活用いたしまして、地元農産物を利用した弁当、惣菜等の加工施設整備に対し事業費の2分の1を補助するものでございます。

同じく緑資源機構造林管理委託料の増は、緑資源機構の負担によりまして、庄内の筒野地区

の作業道を整備するものでございます。

商工費の福岡県信用保証協会損失補償金は、債務不履行により福岡県信用保証協会が行いました債務保証につきまして、契約に基づき2分の1の損失補償金を支払うものでございます。

土木費の特殊地下壕対策費は、地下壕による陥没地修復のための作業員賃金等の経費でございます。

公債費の市債償還元金の増は、高利率の公的資金の補償金免除による繰上償還に伴うものでございます。なお歳入で、償還財源として、一部借換債を発行するようにはいたしております。

繰越明許費につきましては、潁田保育所新築設計委託料並びに明星寺川流域下水道事業の2件につきましては、年度内の完了が見込めませんので新規に繰越明許費を設定するものでございます。

また、廃止の川島公営住宅造成工事につきましては、本年度の事業着手が見込めませんので廃止するものであります。

5ページをお願いいたします。債務負担行為補正は、都市計画基本方針等策定委託料ならびに土地評価システム開発委託料の2件につきましては、限度額の確定により変更いたすものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。共産党の川上直喜です。

10月から潁田幼稚園と庄内幼稚園の通園バス有料化して、今年度99万8000円の収入を見込むということでしたが、この99万8000円については予算書中、どこに計上されておりますか。

○ 財政課長

現時点では補正の見込みがありませんので、補正予算書には計上いたしておりません。

○ 川上委員

もう徴収始めてるんですね。補正の見込みがないとはどういう意味ですか。

○ 財政課長

今、予算計上いたしておりますが、その額で推移するというふうな、現時点での判断でございます。

○ 川上委員

次に27ページ、16款の県支出金の関係ですが、中ほどに人権同和问题啓発費補助金があります。これはどういう内容でしたか。お尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:08

再開 10:09

委員会を再開します。

○ 人権同和教育課長補佐

本日課長が所用のため欠席いたしておりますので、代わりまして私から答弁させていただきます。

ここに歳入予算として計上しております272万5000円につきましては、県費事業の補助事業であります福岡県人権同和问题啓発事業費補助金の交付要綱の見直しが本年度ございまして、7月25日にその要綱が改正されまして、当初そういった理由から当初予算は計上はゼロ円で計上しておりましたけど、確定後に県に申請をいたしまして、去る10月16日、交付

決定の通知がございましたので、今回歳入予算の計上をさせていただいたものでございます。

○ 川上委員

対応する支出は何になりますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10 : 10

再開 10 : 12

委員会を再開します。

○ 人権同和教育課長補佐

予算書の87ページ、人権同和教育費の解放子ども会講師謝礼金とか、あるいは人権学級講師謝礼金、各種団体講師謝礼金等に含まれています。

○ 川上委員

次に41ページ、2款総務費の28節繰出金、中ほどから少し下ですが、工業用地造成事業特別会計繰出金90万3000円があります。これについて説明をしてください。

○ 企業誘致推進室長

産学振興課長が本日出席をしておりますので、私の方からご答弁申し上げます。

これは工業用地造成に係ります開発行為の許可申請が起債の対象外となったことから繰出金として特別会計に繰り出すものでございます。

○ 川上委員

この90万3000円は将来の土地の分譲価格に反映するんですか。

○ 企業誘致推進室長

一般会計から特別会計に繰り出しまして特別会計の中で処理をいたしますので、分譲価格に反映するものというふうに考えております。

○ 川上委員

鯉田工業団地ですね。

次に58ページ、3款民生費、3目の母子父子福祉費になりますが、20節の扶助費に母子生活支援施設措置費があります。これが1161万7000円減額補正となっております。少し事情を聞かせてください。

○ 児童育成課長

母子生活支援施設とは、児童福祉法第23条第1項の規定に基づきまして、配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子であって、そのものが扶養すべき児童の福祉に欠けることがあると認める場合に母子に入所させて自立するための支援を行うものでございます。

当初は10世帯31人を見込みまして予算措置をしておりましたが、家庭相談員また職員が入所に対し、自立支援を密に行い3世帯4名が自立をしたということで1163万8000円の減額を行っております。

○ 川上委員

非常に貧困と格差をはじめ様々な難しい状況が生じている中で、この支援に該当する方が新たに生まれてくることがあると思うんですね。そういうことは考慮されてますか。

○ 児童育成課長

家庭相談室において、十分相談を受けた中で対応をしていっておるところでございます。

○ 川上委員

新たに対象とすべき方が生じた場合は、予算措置はどうなりますか。

○ 児童育成課長

随時対応していきたいと思っております。

4月1日現在で7世帯23名が入所していたんですけど、9月現在で5世帯19名が入所し

ています。今後2世帯8人を見込みまして計で7世帯の27人というような格好で今後の見込みは2世帯を見込んでおります。

○ 川上委員

大事な事業なんだけれども、ちょっと窮屈ではないかと思いましたね。

それから68ページ、5款労働費の関係ですが、13節委託料および15節の工事請負費の関係で、三軒屋－工場団地線道路新設関係が減になってます。また市民公園場内整備工事、これも減額補正になってます。事情を聞かせてください。

○ 土木建設課長

13節の委託料の関係でございますけれども、減になっておるのは執行残が残った関係で減になっております。それから工事請負費のところでございますけれども、当初予算が1月に計上いたしましたものですから、42名の人間をみておりました。平成19年度の暫定に残る就労者の方が35名になった関係でその分減額をいたしております。

市民公園に関しましても、執行残によるものでございます。

○ 川上委員

委託料と市民公園の関係の執行残というのは分かってるんだけど、そのどうしてそういうことになっておるかを聞きよるんですよね。

○ 土木建設課長

伏原1号線、それから三軒屋－工場団地道路新設地質調査の関係でございますけれども、実質ボーリング調査等を行いまして地質を調査したわけでございますけれども、その中で延長等の増減がございます。その関係で減った分もございまして、大きな部分は入札による執行残でございます。

○ 川上委員

ところでこの道路はいつまでに完成予定だったのでしょうか。共産党はもともとこの道路については本当に必要かということで非常に不透明だという指摘をしてきたんですね。今年度の上半期は道路工事はしてないでしょ。休んでるんですよね。本当に必要な道路なのかどうか、何億円もかかるような事業、急ぐ必要のない道路、必要性も問われる道路ですよ。どういうふうになってるんですかね。

○ 土木建設課長

計画といたしましては、三軒屋－工場団地線は暫定期間内、平成22年度内に完成を予定いたしております。

○ 川上委員

上半期、工事をどうして休んでるんですか。

○ 土木建設課長

市民公園の分と三軒屋の分でございますけれども、平成19年度当初に、前期は市民公園、後期から三軒屋－工場団地線ということで計画いたしておりましたものですから、そのとおり実行しているわけでございます。

○ 川上委員

あなたが決めたからそうしてるというだけの答弁なんですね。

それでね、当初予算を審議したときにも聞いたと思うんだけど、必要性が非常に認めにくい道路を多額のお金をかけて作ろうとしておると。なぜかと聞いたら就労対策事業だと言われるわけです。就労対策事業であるならね、不必要と思われるこういうものにお金と労力とつぎ込まないで、市民生活に密着したいろんな草刈でも工事でも、そういうことにしたらどうですかと、まわしたらどうですかといたら、国の規則でできないというふうに言われたんだけど、現実的には市民公園をやってるわけですよ、あなた方はね。だからそういう意味では今税金とかをどういうふうに使うべきかということを実際に考えて、もう一度工場団地線、工

事中止できないのかね、検討して、新たな市民生活関連の方に税金と労力をまわすように再検討できませんか。もう一度お尋ねします。

○ 土木建設課長

前回の議会でもご答弁申し上げましたとおり、ボタ山跡地の解消と周辺整備を兼ねて行っておりますのでご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○ 川上委員

部長が検討するという答弁をしなかったですかね、当初予算審査のときに。

じゃあただいまの、部長いないんで質問は留保して先に進みます。

74ページ、7款商工費、節でいいますと21節、貸付金、中小企業資金融資預託金が1790万9000円減額補正になっております。理由をお尋ねいたします。

○ 商工観光課長

今回の補正につきましては、当初予算では18年9月末日の融資残額を元に預託金を見込んでおりましたが、4月1日の契約時につきましては、12月末日の融資残高を元に契約を行っておりますので、その差額につきまして補正をしているものでございます。

○ 川上委員

トヨタとかは大変な利益を上げてね、消費税も、今国民が国庫に納めている消費税はだいたい年間3兆円なんですね。トヨタは消費税払わないでもらってるんですね。2800億円くらいもらってますよ。輸出関連企業10社くらいでね、合わせまして1兆円くらい還付金もらってるんでしょ。形としては国民が事業者も含めて3兆円くらい消費税払ってると。で、輸出関係の大企業が10社くらいで1兆円くらい還付もらってるわけですよ。そういうことあるんだけど、地元の中小業者は非常に苦しんでいるわけですね。そういう中で本来この貸付資金は助かる話なんですね。それでどのくらい貸し付け実績があるのかお尋ねします、今年度。

○ 商工観光課長

今年度につきましては、貸付の実績はございません。

○ 川上委員

あなた方は貸付の実績もないので、予算を1790万9000円預託金減らすというわけですね。どうしてそんなに貸付ができないんでしょうかね。お尋ねいたします。

○ 商工観光課長

貸付の申請につきましては、本年度2件あっておりますけれども、1件につきましては本人の都合によりまして取り下げがっております。もう1件につきましては現在審査中でございますので、今後貸付になるかどうかというところにつきましては、今後出てくるかと思っております。

○ 川上委員

そういうことを聞いているんじゃないかって、なぜ実績がそんなに少ないのかということ聞いているんですよ。

○ 商工観光課長

平成15年の大水害のときの災害の返済が始まったばかりでございますので、中小企業の方で貸付をするというところまでいってないというのが実情じゃないかと思っております。

○ 川上委員

融資条件が厳しいからじゃないんですか。みんなこういう制度があるのは知ってあるわけですよ、地元の中小業者は。知ってるんだけど申請もしてないわけですね、ほとんど。申請ができないわけですよ。なぜ申請ができないんですか。

○ 商工観光課長

この融資制度につきましては、広報等通じまして啓発には努めておりますけれども、先ほど言いましたように、7・19災害の償還が始まったばかりでございますので、企業の方に現在

そこまで投資してできるだけ新たな借入れが発生しないのかなというふうに思っております。

○ 川上委員

ほかにあるでしょ。

○ 商工観光課長

借入れにつきましては、前回から答弁させていただいておりますけど、保証人を枠を外したりといろいろ改善はしてきておりますけど、それ以外の理由については現在のところでは思い当たりません。

○ 川上委員

それはね、地元の中小業者を支援して助ける商工観光課がね、地元の業者の皆さんに非常に冷たいということですよ。分かってるじゃないですか。要件に税を滞納していないことというのがあってでしょ。それが一番大きいんじゃないですか。申請もできない。あなた方そういうこと分かってなぜ認めないんですか。お尋ねします。

○ 経済部長

この件に関しましては、何回となくご質問も受けております。ただいつも答弁させていただいておりますように、原資が税で行っております。そういうところから税金を納めていただいた方ということで納税証明書を取っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

行政が事業をする場合ね、これは何のための事業なのかということ考えるでしょ。何のための事業ですか、これは。大もうけをしている業者に金を貸して利子を取るためですか。違うでしょ。地元の、そりゃ景気には動向がありますけど、この何十年という間は相当厳しい状況が主な基調ですけど。いいときは利益を上げて税金を入れる。で、地元の経済発展にも市民の暮らしにも貢献するじゃないですか。しかし悪いときがあるじゃないですか。いいときもお金借りたんですよ。悪いときも借りないと倒れてしまうじゃないですか。そういう人たちにも貸せる貸付金制度じゃないんですか。だったらこのように昨年は何件でした。ずーっと貸してないでしょ、あなた方、お金を。融資してないじゃないですか。今年も実績ゼロでしょ。そうするとね、この制度そのものの存立が問われますよ。つまりあなた方は中小企業、地元の中小業者助けるための貸付制度を事実上何もやってないことになるわけですよ。飯塚市はどういうまちですか。自動車産業を中心とした工業都市じゃないでしょ。商業都市じゃないですか。農村部に抱かれながら、発展する商業都市でしょ。そこでほとんど何の貸付事業もやってないのと同じ。これについてどう思われますか。税金が、税の公平とか何だ、原資が税金だからとかいうようなことでね、そんなことやったらね、誰でも言えるじゃないですか。そういう状況の中で地元の中小業者をどう助けて支えていくのかというのを考えるのが飯塚市政の仕事じゃないんですか。答弁があったから言うけど、経済部長の仕事じゃないですか、それが。木で鼻をくくったようなこと言うんだったらね、誰でも言えますよ。

○ 経済部長

確かに景気回復したとはいえ、大手企業ということで、この地方にはそういう実感がないというのが現状でございます。ただ今質問者が申されますように、きつい状態というんですか、例えば火災のときは● ●行っておりますし、水害のときは条件も緩和して貸付したような状況もございます。そういうような中で、税の公平性とか、そういうものを考えますと、企業さんきつい状態であっても、貸す側といたしましてはやっぱり税のところについては、なかなか税金を納めていただくというのを条件にさせていただいております。ただ先ほど課長が答弁いたしましたように、保証人の問題とか、起業してすぐからでも貸せるような、若干の緩和はしてきております。また今後ともそういうことで中小企業者の方の申し込みについては、受付

の方にいたしましても、保証協会とも話し合いについても職員が申込者の立場に立って金融機関、保証協会ともいろいろ交渉はさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 川上委員

時間の関係もあるけどね、本当に年末迎えてね、その次は年度末ですよ、業者の皆さんどうしようかと思ってますよ。全国的には、過去の経験では首をくくったりというようなことがね、起こりかねない事態ですよ。今あなたが良く研究して要件を緩和すればね、直ちに緩和すればね、助かる命もあるかも知れないですよ。トヨタのこと言いますけどね、トヨタはだいたい2800億円くらい還付受けてるんですよ、消費税から。そのほかの優遇もたくさん受けている。そのために愛知県の豊田税務署は赤字なんですよ。1050億755万5000円の赤字です。税務署が赤字なんですよ。それであなた方がもう5年も6年も前からベンチャーということなんでしょうけど、誘致してきたリブックス、社長が事実上夜逃げして1年近く経とうとしてるんだけど、固定資産税払ってますか。納税の方で分かりますかね、リブックスが固定資産税払ってるかどうか。

○ 納税課長

申し訳ありません。ちょっとリブックスについては把握しておりません。

○ 川上委員

あなた方のこの間の答弁を信用するならね、リブックス社長とは連絡取れてないと。ほかに取締役はたくさんおられるわけやから、連絡取ろうと思えば取れるはずなんだけど、そういうふうに連絡取れてないというんだったら、税金も払われてないことになるでしょ。じゃああなた方はそれぞーっと見逃してきてるじゃないですか。そして皆さん今朝の新聞見たでしょ。昨日市民経済委員会で報告があったんですかね。見通しのない鯉田工業団地来てくれるなら土地の取得税は要りませんと。この減免する額は総額でいくらになりますか。

○ 経済部長

企業立地促進補助金、雇用促進補助金、それから不動産取得税、これ合わせまして最高で1億2000万円でございます。(発言する者あり)企業さんの規模にもよりますし、投資額にもよりますので、全体額は把握できません。

○ 川上委員

いずれにしても1社で最高1億2000万円だとすると何億円という税金をそういう誘致企業にまけてやろうということ昨日宣言したわけですよ。そういうことを言ったあなたが今言ったように大変な苦境に陥っている地元の、一生懸命これまでの飯塚市を支えてね、税金も払い、そして今は苦しんでいる。税金も払にくい。しかし、会社をもたせて従業員守ってその家族守ってね、会社支えていつか税金も払いたいという中小企業に、地元の業者にそれくらいの気持ちがないんですか。工夫できるでしょ、そういうこと考えるんだったら。どうですか。

○ 経済部長

先ほど来答弁させていただいておりますように、税につきましてはいろいろ検討もいたしました。ただ先ほどから答弁いたしておりますように、税の公平性とかいう観点から、やはりそのところは難しいということから他の面についていろいろ緩和をさせていただいております。またそういうお困りの方がおられれば、商工観光課の方においていただいて、いろいろ事情をお聞きしながら金融機関とか保証協会とも一緒になっていろいろ話し合いさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

齊藤市長ね、あなたも地元の中小企業の社長ですよ。関連の業者さんもたくさんおられると思います。そういう方々がどんな苦しみを持ってるかご存知でしょ。経済部長はもうそういう

立場ですよ。これ誘致してくる会社には何億円も税金をまけてやるけれども、地元の一番飯塚支えてきた中小企業はね、金も貸さないと、あるいは借りられないようにして平気という状況ですよ。これで商業都市飯塚は成り立つんですか。ここのところの要件緩和を市長、検討できませんか。答弁を求めます。

○ 経済部長

先ほど1億2000万円と申しましたけれども、これ税金の減免じゃございません。補助金として投資額に対して補助するというので、結果的には税の免除とかいうことに結びつくかと思えますけれども、減免ではございません。

それと先ほど来申しておりますように、お困りの方はまずは商工観光課の方にご相談にきていただくよう質問者の方からもご指導よろしくお願いいたします。

○ 川上委員

税の減免ではないということで補助金だと言われたけどね、考えてみれば恐ろしい話ですよ。そういう中小企業から税金を取ってね、あるいは納められないところはもう差し押さえまでしておるわけですよ。これからも続けるつもりでしょ。そうしておいて何億円もそういうよそから来る誘致企業には補助金をやるというわけですよ。その補助金の原資は何ですか。地元の中企業を大事にしないで、本当に誘致企業も来るんですか。齊藤市長が答弁に立たないということを確認して次の質問に移ります。

79ページ、8款土木費、節で15節、工事請負費があります。中村急傾斜地崩壊対策工事、減額補正になっております。どういう事情でしょうか。

○ 土木管理課長補佐

土木管理課長が建設委員会に出席しておりますので、私が代わりに答弁させていただきたいと思えます。

中村急傾斜地におきましては2カ年計画で完了させる予定でございました。昨年度より着手しておりますが、本年度完了という形で計画しておりましたが、県の方からの補助基本額の削減におきまして、今回工事の縮小を行ったものでございます。

○ 川上委員

県の補助金が削減になったということですね。理由はどのようなことですか。

○ 土木管理課長補佐

これにおきましては、補助金の配分額の削減でございます。

○ 川上委員

その理由を聞いておるんですけど、答弁できないですか。

○ 土木管理課長補佐

あくまでもこの事業におきましては、今年度完了という形で市の方は考えておりました。この補助基本額の削減におきましては、県の内容におきまして削減されたものでございます。

○ 川上委員

県にはなぜ削るのか聞いてないということですか。

○ 土木管理課長補佐

県の執行額の総枠の変更に伴うものだと思っております。

○ 川上委員

要するに、福岡県が住民の命だとか防災対策よりも麻生渡知事の行財政改革を優先したということなんじゃないんですか。どうなんですか。

○ 土木管理課長補佐

そのところは市の方としては回答をすることは不可能だと思っております。

○ 川上委員

それはあなた方が聞いてないからでしょ。聞けば分かるじゃないですか。どうして。飯塚市

はこの工事が住民の命とか防災対策、財産を守るためにどうしても必要だから事業組んでるんでしょ。できなくなるんでしょ。あなた方、ああそうですかと県に言ったわけでしょ、今の話だと。困ると言わないといけないでしょ。困るといったんですか。

○ 建設部長

今、中村急傾斜地のことをお尋ねと思いますけど、これにつきましては所定の工事で発注をいたしております、工事入札にあたりまして、執行算が落札率が非常に・・・

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10 : 46

再開 10 : 56

委員会を再開します。

○ 土木管理課長

先ほど委員の方からの、中村急傾斜地の崩壊対策工事についての減額についてどうなのかというご質問でございますが、この工事につきましては、当初県の方の要望としまして、3600万円ほどの要望をしておりました。その中で県のこの事業に対する各市町村等の調整に伴いまして16000万円で飯塚市の方の割当の金額が割り当てられたわけでございます。その中で工事を行いまして、入札をしまして、1000万円程度の執行に至ったわけです。本年度で事業を終結するという予定の工事でございます、強く県の方に再度要望いたしましたけれども、予算的に県の方の都合がつかないというようなことで、1年延ばしまして2年計画を3年計画で完了させるというような手法を使うことになりました。この残事業につきましては、来年度の予算計上をさせていただいて、事業を完了させるというようなことでございます。それで今年度残った分についての来年梅雨のときの対策、その対策につきましてもいろんな現場等の協議をしながら、来年の梅雨についての対策を講じていこうというふうにいたしております。

○ 川上委員

経過については分かりました。来年の雨期までに応急処置をしようということですかね、一定の対策をとろうということなんですが、そこで三軒屋のことなんですけど、要するに、市民の感覚からいえば、プロの皆さんからいえば財源がとかいろいろあると思うんだけど、市民の目から見れば、同じ税金がこういう事情で直接住民の命とか、財産を守ることに役立つ工事が予定通り進まない。その一方で、必要性も不透明だし、急ぐ必要もないというのが分かってる三軒屋－工場団地線、これに多額のお金をかけていく。だから、事業対象でこれになるという意味ではないんだけど、もっと三軒屋の問題については市民生活関連に事業をやるべきだと、まわすべきだというふうに言ってきたんです。それで私が質問してきたのに対して、部長が検討すると言われたのではないかと思ったわけです。どういう答弁されてますか。

○ 建設部長

三軒屋－工場団地線につきましては、予算特別委員会の中で川上委員の方からご質問がっております。そのときの議事録でございますが、その道路の必要性を申し述べまして、18年度に引き続き19年度の後期として三軒屋－工場団地線を建設してまいりますということでご答弁させていただいております。

○ 川上委員

非常に頑なな答弁をされておったんですね。もともと三軒屋問題については、特開事業については、この三軒屋しかできないんだというのが、あなた方ずっと言われとったんですよ。それで、国の資料も入手してよく調べてみると、そうではないんですね。道路作るだけが特開ではないんですよ。いろんなこともできるじゃないかというふうに質問していた矢先に、あなた方は、私の認識では、矢先に市民広場の工事も始めたわけです。できるじゃないかと。それならね、もっと積極的に市民生活関連の方に仕事をすることも含めて、この工事については再検

討するべきだというふうに思うわけです。

次の質問に移ります。次は81ページ、8款土木費の13節委託料、これは一緒なんで分かりにくいですが、公園等管理委託料、市民広場管理委託料がともに減額補正になってまして、その額は606万8000円です。こここのところの説明をしてください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:01

再開 11:04

委員会を再開します。

○ 川上委員

87ページ、10款教育費の28節繰出金のその欄の一番下のところに学校給食事業特別会計繰出金事務費等分645万6000円があります。この事務費等の分というところの中身を説明してください。

○ 学校給食課長

繰出金の増額の分ですけれども、学校給食事業にかかります人件費、施設管理費等の部分があります。それで今回、この主な増でございますけれども、退職手当負担金の増が出ております分であります。

○ 川上委員

退職手当は1000万円くらいでしたでしょ。組合に出すんですね、退職手当組合か。それ以外の要因はないんですか。

○ 学校給食課長

それ以外につきましては、執行残の減額に伴うものでございまして、概ね400万円近くの減があるということでございます。それと大きな部分でその次につきましては、賃金等の部分が概ね200万円弱ありますので、ということでございます。

○ 川上委員

学校給食の運営審議会ですか、ありますね。これに関わることはないんですか。

○ 学校給食課長

いえ、事務費分等でございますので、審議会に関わる部分ではございません。

○ 川上委員

続いて同じページですが、人権同和教育費、8節の報償費がありますね。総額で137万1000円の減額補正ということなんですが、この解放子ども会講師謝礼金、52万9000円、それから部落開放研究集会各種謝礼金、8万4000円、ともに謝礼金なんですが、減額それぞれ理由を教えてください。

○ 人権同和教育課長補佐

本年度につきまして、合併後各市町によって未調整でございました、今言われるような解放子ども会の講師謝礼金等につきましては、その内容とか方法、やり方等を検討して精査を行いました。例えば外部から講師等を招聘を行っておいたものを内部等に切り替えるとか、あるいは講師で行ったものをビデオ等に切り替える等、そういったところで減額となったものでございます。

○ 川上委員

解放子ども会のそもそもの問題についてはとりあえず置くとして、市は嘱託職員で解放子ども会の指導員を配置してますね。何人配置していますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:10

再開 11:15

委員会を再開します。

○ 人権同和教育課長補佐

申し訳ございませんでした。解放子ども会の指導員につきましては、学校の先生等に委嘱している部分もございますので、ここに上がっておる部分についてはございません。また報酬等で支払っていく部分があると思っております。

○ 川上委員

解放子ども会を指導している指導員は何人おられるんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:16

再開 11:17

委員会を再開します。

○ 人権同和教育課長補佐

申し訳ございません。現在手元に資料を持ってきておりませんので、詳しいことは持ち合わせておりませんので申し訳ございません。

○ 川上委員

そもそも子ども会というのはあるわけですよ。それとは別に解放子ども会というのがあって、そこに行政が特別の扱いをしてるわけですね。人権の名によって。これおかしいんじゃないですか。そしてそこに指導員を配置しておるんだけど、それが何人か分からないと。そういう状況があって指導員まで配置しとって、講師謝礼金というのがそもそも本当に必要なのかどうか、本当に解放子ども会という形をそのまま行政が育成し続けていいのか。子どもを差別する側と差別される側に区別する。あなた方がそういうことするんですか。いつまで続けるつもりですか。

次に88ページ、10款教育費、19節負担金補助及び交付金、プラスマイナスで48万1000円の増額となっておりますが、このうち奨励金というのがありますね。この奨励金というのはどういうものか説明してください。

○ 学校教育課長

奨励金につきましては、旧飯塚市と旧筑穂町で支給されていたものでございまして、幼稚園から大学までの就学奨励を補助する補助金でございます。

○ 川上委員

今の答弁は市民に正確なことを知らせたくないという答弁ですね。何も分からないじゃないですか。今の答弁なら私でもすぐ言えますよ。だからどういう目的で対象者がどういうことで、どういう手続きでどういうふうに支給する支給か、交付するのか、その辺が分からなければ減額する意味が分からないでしょ。数字の意味まで聞けないじゃないですか。だからそのところを答弁してください。そしたら金額聞けるじゃないですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:20

再開 11:21

委員会を再開します。

○ 学校教育課長

まず目的でございますが、同和地区住民の生活の安定と福祉の推進に寄与することを目的といたしまして、同和地区の幼稚園、小中学校、高等学校、大学に在学する者に補助金を出しているものでございます。またどのような手続きを経て支出が決定しているかということでござ

いますが、これは申請書を提出していただきまして、それを要綱に基づきまして、支出を行っているところでございます。

○ 川上委員

申請書はどこに出すんですか。

○ 学校教育課長

申請書の直接の窓口は学校教育課にまず提出をしていただきます。それを審査をかけるために調査会の方へ出しております。

○ 川上委員

その調査会というのをどうしても言いたくないわけですか。その調査会というのは何ですか。ようっと言ってください。

そしたら、同和特別対策の助成の対象者であるかどうかを確認するための調査会のことですね。そしたら構成メンバーは本会議で聞いたメンバーですか。ちょっと確認してください。

○ 学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○ 川上委員

じゃあ、今年度は何人申請があって、何人交付ということになったんですか。

○ 人権同和推進課長

今のご質問ですけれども、一般質問でもお答えしましたけど、平成19年度は奨学奨励金について3回行っておりますけど、何人申請というのは手元に持っておりませんので、分かりません。

○ 川上委員

あなた方はね、だとすると一般質問でも明らかになったけど、会長もいないところでまともに会議もしないで、3回。3回というけどね、人数にしてみれば何百人という数字になるでしょ。199人くらいになったんじゃないですか。前年度実績でね。

あなた方はそういう要綱そのものでもたらめだけど、人権蹂躪の要綱ですよ。そういう調査会を設置してね、しかも要綱どおり運営していない。運営できるはずがないですね。会長もいなければ会議もしない。そういうところに学校教育課は申請書を受け取って調査してくださいというふうに言うんですよ。何を調査するんですか。この子どもたちは、あなた方のいう言葉ですよ、同和地区の子どもですか、それ以外の子どもですかというのを調査してくれという行為、学校教育課長がハンコ押して出すんですよ。これは差別じゃないんですか。そしてそれが出された。調査会は今言ったとおりですよ。この子どもたちの人権はどうなるんですか。一般質問からずいぶん時間経ちましたよ。調査会については何か改善したんですか。私はもう解散したらどうかと言ったんですけど。何か考えることがあったんですか。市長が委嘱・任命するんですよ、これは。

○ 人権同和推進課長

大変申し訳ないんですけど、まだちょっと一般質問から時間が経っておりませんので、検討は内部でしておりますけど、まだ進んでおりません。

○ 川上委員

行政は誤っておると分かったら、直ちに是正するべきですよ。

この奨励金、いつまでやるつもりですか。

○ 学校教育課長

次年度につきましては、廃止の方向で検討いたしておるところでございます。

○ 川上委員

それは補助金、支度金も同じですか。

○ 学校教育課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

コミュニティセンターのロビーに人権同和啓発コーナーというのがありますよ。今まだあるかどうか分かりませんが、解放奨学金という説明が書いたパネルがありますね。あれはどういう趣旨のパネルですか。

○ 生涯学習部長

コミュニティセンターにおけるパネルの展示の件だと思いますけども、これにつきましては、展示させていただいております趣旨につきましては、同和問題に対する正しい認識を市民の皆様方に啓発するということから、同和対策の特別法から取り組んできた経緯や、法が失効し、特別対策から一般対策の中でたくさんの方々が利用できる奨学金となっていることを紹介しているものでございます。

○ 川上委員

8月と11月に、市長は部落解放同盟と交渉しましたね。その中で部落解放同盟は支度金、奨励金が今年度いっぱい廃止になると。今度は新しい市の奨学制度を作ることを求めたでしょ。求めてないですか。

○ 教育部長

10月の教育委員会交渉の中では、奨学金の分は出ておりません。

○ 企画調整部長

市長部局の交渉におきましても、出ておりません。

○ 川上委員

今の答弁で本当にいいですか。

○ 企画調整部長

間違いございません。

○ 川上委員

じゃあ、あなた方の答弁確認しますよ。教育委員会と市長部局、新しい市の奨学金制度の要求は解放同盟からなかったと。交渉した事実もないということですね。市長、大丈夫ですか。

○ 企画調整部長

間違いございません。(発言する者あり)

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:30

再開 11:30

委員会を再開します。

○ 川上委員

じゃあ、ないということを確認しましたよ。ないとあなた方が言ったということを確認しましょう。

そうするとね、あのパネルは従来解放奨学金が、あなた方言ったような趣旨で役立ってきたと。ところが、それがなくなると。それで今度は市の奨学制度が必要だということを書いているパネルなんです。解放同盟が要求したわけではない。聞いた覚えがないというんですよ。そしてあなた方がやりますという答弁をするはずがないですね。「検討します」でしたかね。答弁するはずがないね。そういうものがなぜあそこのコーナーに5枚も6枚もカラーで、見たでしょ、大きいパネルですよ。貼ってあるんですか。お尋ねいたします。

○ 生涯学習部長

先ほどもこの件につきましては申し上げましたように、同和問題に対する正しい認識を市民の皆様方に啓発するということで、法が特別対策法から一般対策法へ変わりましたが、

その経緯や、その法が失効し、その経緯について含んだところで掲示をいたしております。

○ 川上委員

そういう一般的なことは聞いてないんですよ。あそこのコーナーの責任者はあなたでしょ、生涯学習部長じゃないですか。開放同盟が要求したわけでもないってあなた言うんだけど、したがって市も検討するとか言ってないはずですよ。そういうものをなぜあなたはあそこに掲示するんですか。今あなたが答弁した内容からは合理性がないですよ。

○ 生涯学習部長

何度も同じような答弁の繰り返しになるかと思えますけれども、同和問題に対する正しい認識を、市民の皆様方に啓発するということで展示をいたしておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

あなたは先ほどから人権同和というふうには言わない。一貫して同和と言っている。それで、このように市が取り組むとも言っていない内容を、同和団体も要求もしてないと、あなた方は言うんだけど、そういうものをなぜあそこに貼るのかと。この分からなさですよ。これが今飯塚で引き続き行われている同和行政ですよ。

それで、補助金、支度金、奨学金なんだけれども、特定の子どもだけを特別扱いするというやり方ではなくて、みんな子どもが良く勉強できるように教育条件を整えるということが大事ですよ。そこのところの、これを廃止するにあたっての反省とか教訓を明らかにしなければならんと思うんですね。これを指摘しておきます。

次に89ページと92ページに、筑穂地区スクールバス運行委託料の減額補正が出ております。理由をお尋ねします。

○ 教育部総務課長

入札残でございます。

○ 川上委員

次に健康の森多目的施設建設実施計画委託料というのが100ページの10款教育費、13節委託料にあります。71万円の減額補正になってます。理由をお尋ねいたします。

○ スポーツ振興課長

来年度建設予定の健康の森公園の多目的施設の実施設を今年度委託いたしまして、その執行残でございます。

○ 川上委員

そうすると、施設建設そのものはスケジュールどおりということですか。

○ スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

地域住民の方の期待はどうですか。

○ スポーツ振興課長

地域の方々の意見も取り入れて、そういった期待も十分にあります。

○ 川上委員

最近あなたは住民の方から期待しておるという声を聞きましたか。

○ スポーツ振興課長

この建設につきましては、目尾地域振興計画の中の実施設の中の一環でございまして、そういったところで本年度実施設計をいたしました。そういうところでございます。

○ 川上委員

最近住民の方とあまり話をしておらないということなんでしょうけど、これは委託料のことなんであれなんですが、地元の方がいろいろ心配してるのは、もう何億円もかけて物を作るん

だけど、そこにはどうやって行ったらいいのということなんですよ。このことも考慮してもらいたい。それで一般質問でも言ったんですが、市立病院も来年4月スタートですよ。医療水準を確保できるかどうか非常に大事な局面と思うんですが、プールもある。これもそのうちできるといことなんですよ。エコ工房もある。こういう状況の中でバスを作るのは市長の考えでは再来年の4月、市立病院は来年の4月からスタートなんですよ。医者が間に合わないかもしれない、患者がちゃんと来るだろうか。そういう心配を担当部長持ってあるはずですよ。市民みんな持ってる。そういう状況の中で少しでも住民の方に役立つためには、コミュニティバスの本格運行の前に暫定運行を考える必要があるんじゃないでしょうか。このことは要望をしておきたいと思います。以上で質問を終わります。

○ 委員長

都市計画は。

○ 川上委員

失礼しました。先ほど81ページ、中ほどの委託料、606万8000円の減額補正について理由をお聞きしておりました。お願いします。

○ 都市計画課長

遅れましてどうもすいませんでした。

委託料の606万8000円の減は、市民広場の管理、各公園管理委託料の執行残でございます。

○ 川上委員

相当大きい執行残になってるんですね。どうしてこういう執行残が生まれるんですか。

○ 都市計画課長

この委託料トータルで9000万円以上ございますので、その率からいたしますと600万円というのは妥当かと思っております。

○ 川上委員

それはおかしいでしょう。支出抑制をしたわけですよ。支出抑制してないんですか。そのところしてるんだったら、そのところのどういうことをしたのか聞かせてください。

○ 都市計画課長

これは飯塚市都市施設管理公社から各業者に入札をかけたまま委託をさせたもので、その分が入札残で残ったものが減額するというところでございます。

○ 川上委員

例えば草刈りをするとか清掃する、そういう対象を減らして入札かけたんじゃないですか。違う。

○ 都市計画課長

箇所を減らしてということではございません。

○ 川上委員

じゃあ水準を落としてということでもないんですか。

○ 都市計画課長

水準を落とすとかそういうことはやっておりません。そういうことではございません。

○ 川上委員

じゃあこれは純粹に競争入札をキチンとやったらこっだけ浮いたということですね。他の部局でもキチンとやればこうなるということですかね。どうですか、感想は。

○ 都市計画課長

都市計画課から回答いたしますとその結果ということでございますので、よろしくお願いたします。

○ 兼本委員

60ページの颯田保育所事業費で地質調査等の予算、それから繰越明許費で颯田保育所のやつが上がっておりますよね。昨日の厚文では、今日の新聞報道見ましたら継続審査というような形になっております。まあ今日また厚生文教委員会開くということですので、今日どうなるのか分かりませんし、本会議でもまたどうなるのか分かりませんが、これがもしも継続審査ということで今議会から繰り越した場合に、この事業費と繰越明許費についてはどのようにするのかということについて、全然触れられておりませんが、どのようになるわけですか。

○ 財政課長

保育所条例と補正予算の議案については関連はいたしております。今議会に別々で2件、提出させていただいておりますが、この分につきましては今までの判例とか見ますと、そのまま執行の段階で注意を配慮しなければならないということになろうかと思っております。もし議案が別々の結果が出れば執行の段階で配慮しなければならないというふうに考えております。

○ 兼本委員

前にも何かありましたね。条例が可決されたときから執行するんだということで、条件付きでの予算ということで。だからこれは昨日厚文があったばかりですから、予算と関連するわけですから、事前にこれは当初で議案説明のときにこういうことについてはということ、私は説明すべきだろうと思っておりますよ。そうしないと、条例ではどうなるか分からん、予算だけ通したということで、じゃあ予算通しとるから条例はどうなってもすぐ行くのかというような疑問視される方も中にはおられるかも分かりませんのでね。

次に、土木費の79ページで、特殊地下壕対策費という形で筑穂地区の筑穂中学校横民家敷という形になっておりますが、特殊地下壕というのは何ですか。

○ 都市計画課長

これは戦時中に掘られました防空壕のことです。

○ 兼本委員

この1カ所だけですか、この辺。防空壕は昔戦時中にその地区地区に避難する場所を確保するという形の中で、かなりの数が掘られていたということです。それを今そのまま放置しているか埋め立てたかというような形の中で、これが恐らく地盤沈下が当然起きたから分かったことだろうと思っておりますけど、この周辺、昔の、お年寄りの方に聞けば大体どの辺にあったかというようなことは分かりますけどね。こういうふうなものが出るんでしたら、やっぱり一応全市上げて、例えば、今まだ戦時中の方、戦前の方まだご健在の方もたくさんおられると思っておりますのでね、調査するようなお考えはあるのかなのか、その点お尋ねします。

○ 都市計画課長

この特殊地下壕については、全域を調査いたしまして、各支所にも声をかけまして、その長老にもお会いしまして、全調査をしまして2、3カ所出てまいりました。その中で今回は民家のすぐ横でございますので、緊急的に処理をするということでございます。

○ 兼本委員

事前にそういう措置を講じられて、着々と対策をとられるということですね。やっぱり財産と生命を守るということでは大切なことだろうと思っておりますのでよろしくお願ひします。

同じように、若干、あえて言うなら消防費の中で、あえて言うなら質問をしてもいいと思っておりますけど、これを行ったところで同じことですからね、若干、生命と財産を守るという観点の中でお尋ねいたしますが、一般質問の中で、総務部長は忠隈地区に防犯カメラを設置しますという明確な答弁をされましたね。この予算の裏づけはもう作っとるわけですか。緊縮財政で先ほどから言うように恐らく幼稚園の通園バスも99万円くらいでも行財政改革の中で一環として有料化するというようなお話の中で、防犯カメラ1基100万円くらいというお話やっただすね。これ何基付けるか分かりませんが、これの予算措置は講じられて、当然講じられてるからあなたはそれとおおりですという明確な答弁されたと思うんですけどね。どうなっておる

んですか。

○ 総務部長

先日の一般質問の中で、防犯カメラの設置については検討してまいりたいというふうに答弁したのは、(発言する者あり) そういうふうな答弁をいたしまして、予算措置については財政担当と協議してまいりたいと。現時点では予算措置はしておりません。

○ 兼本委員

付けますといった以上は、当然予算措置を講じてないと、あなた個人のポケットマネーを出して付けるわけじゃないでしょ。そして、これを付けますと言ったら、今後こういう事例がもしも全地域に起きた場合の、全部付けるということで確認していいですか。

○ 総務部長

担当課長の答弁にもありましたように、この2月からの忠隈地区の不審火については、件数も多い地域で、場所的にもかなり集中しており、なおかつ地元住民も自警団、あるいは消防団、あるいは地元自治会、あるいは市の職員、ずーっと対応をしまいたったわけでございますけど、まだ解決には至っていないということで、かなり長期間をしておりますから、何とか抑止力という面でも、緊急な対応が必要ではないかということで判断しておりますのでございます。

○ 兼本委員

今回のやつは長引いていると。じゃあ、昨日おとといの新聞か何か載っておりましたね。子どもが誘拐されたのを阻止して、表彰を受けましたという西川さんですかね。あれ池田小学校以来何年になります。各学校に対してのそういうふうな措置を講じていますか。何か棒でどうかこうとかするような形の中で、やりながら、やっていますか。あれは池田小学校から事件発生して何年になりますか。長いという期間で捉えるなら池田小学校、児童もね、未来の日本を背負う児童もね、予防措置もやってないでしょ。だから長いという感覚だけで捉えるのか、それとも今言うように予算措置は担当課と今から決めるということですか。じゃあ担当の財政、そういうふうな事業が起きた場合にどの程度までは予算措置が講じられるわけですか、飯塚市の全体の中で。今これ見ても。うちの予算書は予備費ってないんですよ。予備費というのは。この中ではないでしょ。はっきり上がったやつないでしょ。だから例えば一般の簿記であれば予備費というのがあって、その中から流用するということができますけどね、これには、このうちの予算書見ただけじゃ、あるのはあるけど上がってないでしょ、これ。だけどの程度そういうふうな事業費に充てられるわけですか。予算措置も講じてない。そしてそれをやることについての小学校のPTAの親御さんたちからね、そういうことやるんだったらこういうこともやってもらいたいという要望はずーっとあってるんですよ。あなたやりますって言ったでしょ。だから財源はどの程度考えてるんですか。いくらぐらいの総額予算として担当と話しようと思ってるんですか。明示してください。

○ 総務部長

防犯カメラということで、抑止力ということでございますので、何基、何本というのは果たして公にするのが適切かどうか分かりませんが、1基100万円程度というふうに考えておりますので、そこら辺で、財政担当と協議してまいりたいと思っております。そのほかにいろいろ知恵があれば、知恵を出したいなと思っておりますのでございます。

○ 兼本委員

あまり深くは言いませんけどね、いろんな、これをするによって他のところからの要望事項必ず出ますよ。必ず出てきます、今度。それは確認しますが、全部要望事項は100%とは言いませんけどね、100%に近い数字で受けるということでよろしいですね。確認しておきます。

○ 総務部長

今後とも事務執行にあたりましては、全体の奉仕者という大きな視点がございまして、そ

ういった公平性とか透明性とかいった分については十分配慮しながら事務執行してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○ 兼本委員

徳前の地区のことを言ったらおかしいですけど、ベスト電器のところ暴走族がバリバリ走るわけですね。これ防犯カメラ付けてください。お願いします。どうぞ答弁してください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:55

再開 12:01

委員会を再開します。

○ 総務部長

忠隈の防犯カメラの件に関しましては、先ほど答弁いたしましたとおりでございます。その他の要望ございますけれども、それにつきましては、実態も十分考えながら対応策、それぞれの、全て付けろというふうなご質問でございますけれども、それについては十分検討して対応せないかんと考えております。

○ 兼本委員

防犯カメラ付けるなど言ってるんじゃないんですよ。どうぞ付けてください。だから付けていいんですよ。だから私どもの地区のところも土曜日になったらものすごく近隣住民迷惑してるんですよ。パトカーが来てやりますけどね、パトカーも後からついていだけで、そんなにたいした抑止力もないんですよ。だからあれを防犯カメラつけてナンバーとか全部分かればね、パトカーが来る前でも警察の検挙対象ケースになりますからね。付けてくださいと言ってるんです。同じことじゃないですか、ね、よく考えて、よく答弁をしてください。そうでしょ。付けてくださいよ。次、付けてもらえるでしょ。どうぞ。付けてもらえるでしょ。付けてくださいよ。どうぞ。

○ 副市長

私の方からちょっと答えさせていただきます。

質問委員もご存知のとおり、忠隈地区の放火事件と思われるものにつきましては、今年の2月ごろからずーっと発生いたしまして、現在まで13件の放火が行われております。その対策といたしまして、警察はもちろん、消防署、消防団、あるいは自警団、地元の方の有志で作ります自警団、それから市の職員も一丸となりまして地域のそういう放火に対して何とか解決しようということで努力をしておるところでございますが、なかなか解決のめどが立たないというようなことで、その中で防犯カメラというのですか、そういうのも設置したら（発言する者あり）はい、分かっております。（発言する者あり）そういうことじゃないで、そういうふうなことで、できるだけ早く、1日も早くやはり地元の方の負担を軽くしたいという気持ちでそういう防犯カメラも設置したらどうかということで、答弁の方させていただいたというふうに思っておりますのでそこら辺よろしく願いいたします。

○ 兼本委員

勘違いしてもらったら困りますよ。私は付けるなど言ってるんじゃないんですよ。どうぞ付けてくださいと言ってるんですよ。例えば徳前の暴走族は何年前からあんな暴走族になってるかというのは、誰かご存知ですか。暴走族、何年前から暴走族やってますか。ここ近年、1、2年じゃないですよ。もういい、手挙げなくていい。何年もやってるんですよ。そしてあそこに一般通行車両ね、飯塚市の人だけじゃないんですよ。よその人も通るんですよ。事故の危険性はかなりあるんですよ。同じことじゃないんですか。いつも、これは暴走族の件については誰か、同僚議員が一般質問か何かしたと思いますよ、多分。そのときには前向きに、ぜひ何とか警察とも協力しながら、そして父兄が見に行くから父兄なんか見させないように、結局暴走

族を走るもんじゃなくして、見学者がおるから暴走族走るんだと。見学者を止めるんだという
ような形の話もずっとやっておりましたよ、これ。何年前から話してますか、これ。昨日、今
日の話じゃないですよ。交通量もかなり多いところですね。ご存知だと思いますけど。言え
一杯あるんですよ。そんなところは、箇所が。そんな箇所が。今まで答弁の中では財政が非常
に厳しいから前向きに検討する、何とか善処しますと言ってずーっと答弁やったんですよ。で、
我々も財政が厳しいきしょうがないなあという形の中で、市民の皆様にももう少し我慢しとっ
てくださいと。財政でも豊かになったら何とかしますからと、私は地域の住民の方たちにも話
してるんですよ。で、一般質問聞きよったら、ポンと付けますと。じゃあ行財政改革やら何や
らかんやらないわけですよ。部長が独自で付けますと言って、財政との予算の交渉もしてない。
あなた一人が付けますとிட்டでしょ。だから今後ずっと担当部長が非常に厳しいところがあ
ったらこういうことやってくださいと言ったら、付けますと言ったら、後財政課がそれで予算
措置を講じるわけですか。財務部長、当然講じるわけでしょ。

○ 財務部長

今のご質問ですが、質問者は十分行革に日頃から自分たちは協力して我慢しておるとい
うことで協力いただくことには感謝しております。そういう中で今回の事件で、先ほど副市長の方
からも答弁がっておりますように、いろんな特殊事情があったということで担当の部長の方
でそういう回答を申し上げましたけども、じゃあこれを全市的ないろんな場面で生命、財産と
か、子どもを守るとかいう分についても、確におっしゃるような意味合いは十分承知してお
りますが、何分財政的なことを考えますと、大変申し訳ない回答になるかも分かりませんが、
やはり厳しい財政状況の中でございますので、なかなか全てに対応できない。やはり個々に緊
急性とか、担当課言いますようなものを、特殊なことを考慮しながら財源の許す範囲でしか対
応できないというのが実情でございます。ただ、行革に取り組んで我慢している自分たちのと
ころの、各議員さんおそらくそういう想いを他にも持ってある議員さんもおってあるんじや
ないかなと。じゃあそのあるとき何かあったときに質問して答えたときに、じゃあ他のことに全
てがそれが受け入れられるかということになると、大変申し訳ないことではございますが、な
かなかそれは対応できないというのが実態でございます。

○ 兼本委員

もうあまり言っても水掛け論ですから言いませんけど。いずれにしても、幼稚園の通
園バス99万円くらいの予算をどうしても現課の方でやってくれということで、これはおそら
く市長が通園バス有料にしようと言った話じゃないですよ、おそらく。現課の方がこういう形
で通園バスの料金も受益者負担で取りましようやということで、財政的に厳しいき、しょう
がないから、もうそうしないと運営できんのかという形の中で市長もしぶしぶウンと言ったとや
ろうと思いますよ。たった99万円くらいのことで市長はそんな通園バス有料化とかおそらく
言わないと思います。その中で、かたやそういう方で市民負担を求めながら、かたやその生命
と財産を守るということで行くなれば付けられないかんことなんですよ。だからそういうふうな
両極論をいくならね、今飯塚市がどれだけ全市域にそういうふうな問題がたくさん発生してい
るか。子どもの誘拐事件もあってる。じゃあ子どもの携帯電話に居場所を分かるような装置を
つけたやつをやるとかね、いろんな子どもの命を守るためにやらないかんことは行政いっぱい
あると思うんですよ。全体的に見直して、そしてその中でやるということやったら我々議会も
市民の皆様にもこういうこと全体的にやってますからねということで説明できますよ。でも、火
災で大変ご苦労されてるんですから設置するならしていいんですよ。だけど全体的なバランス
を考えてやっていただかないとね、この部分だけやります、この部分は置きますとかいうよ
うなことじゃね、やっぱり市民は、十何万の市民ですよ、これ。全員がなるほどと納得でき
るような行政運営やっていたかんと、あなたみたいにはっきりやりますよという、財政の裏づけ
あるのか、財政は今からやりますと、そんな馬鹿な話があるもんですか。そんな答弁を一般質

問、あの中で、傍聴者もいる中で。ああ飯塚市はいいことやってくれてると傍聴者の方は思いますよ。我々もいいことやっているなどと思いますよ。しかしそれは全市的に考えてやらないとだめでしょうが。そういうことを考えると私はやっぱり今までのように、財政と照らし合わせながらほかに方法がないのか、別に抑止するための方法がないのか、そういうものも検討しながらやるべきだと私は思います。副市長も何か私が反対しよるみたいに答弁するけど、そうじゃないんですよ。どうぞ付けてもらって構いませんよ。だからそういう形の中で、やるのであれば市民に公平に、市民の生命と財産を守る立場でいったら、公平にやるような形をやってもらいたいということです。だから私たちは今後、今言いましたように、次のPTAの人たちにしても何にしてもね、こういうことやってくださいということが出てきますよ。でも今回これを行ったことは、もうこれをするということをおな答弁したんですから、これを覆すことはできませんけど、これを行ったという現実には重いですよ。今後こういう予算要求が出たときにはダメということは言えませんよ、もう。それは財政もキチッとそこのところ腹くくってもらわないけませんし、副市長も今総務部長が言ったことについて擁護の立場で答弁されましたからね。今後はこういう要望が出たときには、100%とは言いませんけどね、受けてもらうような覚悟はもう十分に持ってもらっとかないといかんですよ。市長も目つむっとかんで、しっかり聞いとってくださいよ。この話は重いですよ、一昨日の一般質問の答えは。だからこれについてはそのつもりで今後要望があったときにはダメですよ、財政が厳しいからダメですよということとは言えませんよ、絶対。それだけは言って次に移ります。

先ほど、市民経済部長から補助金の問題でありましたけど、これは要綱ですか、条例でやるとるわけですか。

○ 経済部長

補助要綱で交付しております。

○ 兼本委員

企業を1社でも多く進出していただくということについての財政的な措置ということでは、当然受け入れる側としては、当然それなりのものは作って、企業進出がしやすいような形は取るべきだろうと思います。しかし、要綱で行ったということで、市民経済で説明したからということじゃなくして、やはり34人の議員全員にこういうふうなことでやりましたよと。だから皆さんもこういう要綱があるからお知り合いの企業が、我々は井の中の蛙で小さい飯塚市の議員ですからね、よそのあれは知らんかも分かりませんが、こういう要綱を作ったからぜひ進出に向けて努力していただだけませんかということは、これは全議員に周知させるべきですよ。だから昨日報告された要綱ですから、報告されたんだろうと思いますけどね、当然うちの総務委員会でも後に報告がございしますので、ぜひ要綱なら要綱の文面をお配りして、こういう形でみなさんご協力お願いしますよくらいのお願いは、私はしていいと思いますがどうですか。

○ 経済部長

後で委員長の方と打ち合わせさせていただいて、どの時点で報告するのか打ち合わせさせていただきたいと思います。

○ 兼本委員

いずれにいたしましても、川上委員が1時間半程度やりましたので、あまりやると長くなりますから私はもうこれで終わりますけどね、いずれにしましても、議会、委員会というのはその市民の生命と財産、そして公共の福祉を守るという形の中で、いろんな意味で審議をしているわけですからね、思いつきのような答弁はしないように、やるならやっぱりキチッと庁議なら庁議にかけて、キチッと全部がまとまってやれるというような体制の中で答弁していただくと、あとやってウルウルウルするようなことにならないように、ひとつ要望して終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は議案第112号 平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)に反対し討論を行います。

今日、ムダをなくし、暮らし、福祉、教育、環境にまわすことが求められています。しかるに、本補正予算は市民生活関連予算をさらに窮屈にし、その一方で見通しもなく何十億円に上るか分からない鯉田工業団地づくりに税金をつぎ込む予算計上、また本来終結すべき同和行政関連の個人給付の一部増額があり、反対であります。詳しくは本会議で述べることにいたします。討論を終わります。

○ 委員長

ほかにありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12:15

再開 13:20

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、「議案第116号 平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人権同和推進課長

議案第116号「平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。予算書の155ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出のそれぞれ1877万円を追加して歳入歳出の総額をそれぞれ1億4257万1千円と定めるものでございます。その主な内容について、ご説明いたします。

158ページをお願いいたします。歳入5款繰越金、1項繰越金の1714万9千円については、前年度決算額が確定したため、剰余金を補正するものであります。

159ページをお願いいたします。歳出1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、25節減債基金積立金374万1千円については、減債基金預金利子、減債基金運用収入を積み立てたものです。

歳出、2款公債費、1項公債費、1495万3千円については、株式会社かんぼ生命保険に15件の起債繰上償還をおこなうものであります。

以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

滞納件数と額はいくらになってますか。

○ 人権同和推進課長

18年度決算のときお知らせしていましたが、そのときの滞納件数が256件、10月末現在では282件となっております。それと滞納額が、18年度末が3億7708万3619円、10月末が3億7849万6287円となっております。

○ 川上委員

要因についてはお尋ねして既に聞いておることもあったんですけども、訴訟において解決するというような取り組みが行われてる件がありますでしょうか。

○ 人権同和推進課長

公正証書による訴訟を行っておるところでございます。

○ 川上委員

裁判ではないんですね。どういうことですか。

○ 人権同和推進課長

公正証書による債務の承認をし、その中で強制執行できるような形になっております。(発言する者あり) 公正証書でございます。

○ 川上委員

その場合は、議会には議決議案で出てくるんですか。

○ 人権同和推進課長

この場合については、今法制の方とは打ち合わせておりますけど、私どもとしては3月議会の方で専決事項で、報告事項で上げたいという考えでおります。

○ 川上委員

そうすると、市営住宅の明け渡しだとか、議決議案が出ますね。そのとき住所氏名から明らかにするんですが、この場合はどういうふうに考えていますか。

○ 人権同和推進課長

これは法制の方と協議中でございます。

○ 川上委員

何を協議してるんですか。

○ 人権同和推進課長

これは、この貸付が属地属人、旧同和地区を対象にしたものでございますので、要は名前を出すか出さんかということを検討しております。

○ 川上委員

そうすると、同じことは住宅関係、要するに普通の訴訟におよぶ場合の氏名、住所の出し方、同じ取扱いにする必要があるんじゃないですか。だからもしこちらをそうするのであれば、一般の住宅関係の明け渡し訴訟とかいう場合もそうすることになることになるんじゃないかと思うんだけど、そこも合わせて検討してるんですか。

○ 人権同和推進課長

その分も合わせて検討しております。私がちょっと答えるかどうかというのは問題ありますけど、法制の方とはそのような検討をしております。

○ 川上委員

そうすると住宅の方は、今まで名前、住所出して、やってきたことが正しくなかったということになりますね、そういう場合は。どうですか。

○ 人権同和推進課長

住宅の方として名前を出すことには何も問題はないと思いますけど。

○ 川上委員

それ今度見直そうと言うんでしょ。スーッと見直すわけじゃないでしょ。今まで名前と住所明らかにして、厳しい言葉で報告してたじゃないですか。だからそれを見直そうというんだったら、何らかの総括というか、反省があるでしょ。どうなんですか。

○ 人権同和推進課長

いろんな性格があると思いますので、それぞれによって名前を出すとか、出さんかということについて、いろいろ法制の方と検討しております。

○ 川上委員

要するに、今なおこういう多額の滞納があつてね、同和行政終結後もこれをしなければならぬという現実からくる矛盾ということだと思ふんですけどね。

それで、3億7000万円におよぶ滞納ですが、今年度、どの辺まで解消できそうですか。

○ 人権同和推進課長

今年度につきましては、旧飯塚と旧町別に言わせてもらいますけど、飯塚におきましては、18年度が徴収率が74.37%、今年度は70.71%、旧穂波については71.54%でしたが、本年度については76.69%、筑穂については18年度が66.46%でしたが、19年度が69.81%、庄内が18年度が77.39%でしたが、19年度が61.03%、穎田についてはもう現年度がありませんので、総額にいたしまして18年度の徴収率が71.06%でしたが、19年度は今までのあれでいくと71.76%くらいにはなると思います。

○ 川上委員

これはもう既に人権同和推進課の仕事ではないかもしれませんがね。人権同和推進課が必要かどうかとも来年度以降問われるのではないかと思ふんだけど、国あるいは県は、この多額の滞納について、何か助言とかしてきてないんですか。

○ 人権同和推進課長

国がしてるのは、弁護士の勉強会とかいうのが行われております。

○ 川上委員

弁護士の勉強会というのはどういうことですかね。

○ 人権同和推進課長

どこも全国、滞納が増えておりますので、それに伴う訴訟のやり方とか、そういういろんな問題点があるのについて、個別なケースについていろいろ勉強会を福岡県が主催して行っております。

○ 川上委員

これに関する質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、議案第116号 平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)に反対して討論を行います。

今なお多額の滞納があり、基本的な解消の方向に必要な規模で、テンポで行っていないので賛成することはできません。以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第116号 平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第138号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人権同和推進課長

議案第138号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。26ページをお願いいたします。

栗尾集会所、氷屋集会所および大坪集会所を平成20年3月31日をもって廃止するものでございます。

栗尾集会所は、建築延面積100.19平方メートル、総事業費870万6550円、県補助率2分の1で、昭和54年3月24日に竣工した集会所であります。廃止理由は、地元自治会で公民館が建設され、集会所を利用されなくなったので廃止するものでございます。

氷屋集会所は、建築延面積100.19平方メートル、総事業費1480万3000円、県補助率3分の2で、昭和56年3月25日に竣工した集会所であります。廃止理由は、地元自治会で公民館が建設され、集会所を利用しなくなったので廃止するものです。

大坪集会所は、建築延面積105.79平方メートル、総事業費1297万990円、県補助率2分の1で、昭和63年2月10日に竣工した集会所であります。廃止理由は、市営住宅の集会所として利用されていましたが、今年の7月に市営大坪住宅が建設され、集会所も建設されたので廃止するものでございます。

廃止後の建物につきましては、3集会所とも平成20年度までに解体の予定にしております。土地につきましては、売却予定地、公民館駐車場、市営住宅建設用地にする予定です。

以上簡単でございますが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 柴田委員

現在この集会所を公民館代わりに活用しているところが何カ所くらいあるか、分かればお知らせください。

それはまた後ほど件数を教えていただきたいと思いますが、お尋ねしたいのは、集会所を活用して、そこが公民館になるときに、公民館をその地域が建てられたときに、普通、公民館を建てるときに建物の半額近くくらいでしょうか、補助がありますが、土地とかそういう部分のときに何か集会所、今まで活用しててそれに公民館に移行するときに、それ以外に補助が何かあるのでしょうか。集会所だけを使ってる地域があったとして、やはり公民館をこちらの方も建てられると思いますけれど、そういう状況の中で普通は公民館を建てる時の補助が出ておりますけれど、土地とかを買わなくちゃいけないという状況が出てくるとは思いますけど、そういうときに何か別に、今まではその集会所というのを使ってたんですけど、補助が出たりするのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○ 人権同和推進課長

先ほどの答弁であれしましたけど、集会所は飯塚市に57カ所あります。それで今議員ご指摘の土地を買うことについての補助についてはありませんので。

○ 柴田委員

じゃあ、皆さん今公民館そういうふうに住んであるというのは、全て公民館も土地も新たに自治会等で賄っていらっしゃるということになるのでしょうか。

○ 人権同和推進課長

そういうことでございます。公民館建てる時の建物については2分の1の補助がありますが、土地についてはありませんので、そういうことです。

○ 市場委員

売却、駐車場と・・・言われたのは上から順にそういう意思で言われたということではないですかね。

○ 人権同和推進課長

もう一度言わせていただきます。

栗尾集会所については、売却の予定でございます。氷屋集会所につきましては、横に公民館作ってますので、これについては駐車場と考えております。大坪集会所については市営住宅の建設用地と考えております。

○ 市場委員

ひとつ最後なんですが、公営住宅の中で、今の集会所に代わる部分の部屋が空きスペースがあるということですよね。それ、部屋の名前なんかどうなってるんでしょうか。それというのも、今後市営住宅建て替えていったら同じような仕組みになっていくんやろうと思うんですよ。割と高くなって、その中に集会的なものを持っていくといったら、部屋の名前が何とかサロンとかあるじゃないですか。集会所という名前を使うんか、その辺統一してあるのかどうかちょっと教えてもらいたいと思いますが。

○ 住宅課長

市営住宅内に今回の代替りの集会所につきましては既に作っておりますが、今後建て替え等で集会所等を作っていく場合は、その建物内に作る場合もございますし、自治会そのものが、周辺自治会と1つになっている地域もございます。そういうところは既存の集会所を使いますので、統一的に集会所をどういう形で確実に建物内に作っていくとか、そういうことは統一的にはございません。またその集会所を名称的にサロンとかいう形じゃなく、あくまでも住宅の管理にありますので、住宅の集会所という形の使い方をずっとしていきたいというふうに考えます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第138号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第141号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 総務課長

議案第141号 財産の取得について補足説明いたします。

議案書の38ページをお願いします。本議案は、飯塚市消防団に交付する予定の消防ポンプ自動車2台につきまして、購入予定価格が2千万円を超えるため、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

購入後は飯塚方面隊第3分団および穂波方面隊第2分団に配備する予定でございます。

今後も消防車両については、老朽化したものから順次計画的に更新していくことにより、消防団の装備の充実を図り、地域防災力の維持向上を図ってまいりたいと考えております。

以上簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

入札の執行状況を伺います。

○ 契約課長

入札の執行状況でございますが、指名願いを出しておる業者15社を指名いたしまして、そのうち3社が辞退をしまして、残りの12社で入札を行っております。そのうち2回目の入札

で落札ということでございます。

○ 川上委員

2回目の入札は何社ですか。

○ 契約課長

2回目の応札をされた業者は3社でございます。

○ 川上委員

ずいぶん辞退が多かったんですが、入札経過見て、何か特別、違和感はないですか。

○ 契約課長

2回目の辞退につきましては、これ以上の企業努力はできないというふうに判断をいたしております。

○ 川上委員

談合情報は寄せられてませんか。

○ 契約課長

談合情報につきましてはあっておりません。

○ 川上委員

それでは落札率を、今回の落札率と過去数年間、用意ができる範囲で聞かせてください。

○ 契約課長

落札率でございますが、物品については予定価格を公表しておりませんので、申し訳ありませんけど、予算額との率で答えさせていただきます。

19年度が99.52%、18年度が・・・すいません、ちょっと計算させていただきますので休憩をお願いします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:43

再開 13:44

委員会を再開します。

○ 契約課長

失礼しました。平成18年度が予算に対しまして94.9%、平成17年度が98.6%、平成16年度が73.3%、平成15年が94.9%、平成14年が89.4%、以上でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第141号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)」は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第150号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第150号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

本年度の人事院勧告に伴いまして、国家公務員の給与が改定されましたので、これを参考に

いたしまして本市職員の給与を改定するものがございます。

議案書の2ページをお願いいたします。条例の第1条は職員の給与に関する条例の改正規定でございまして、その内容でございますが、給料表、扶養手当の額、勤勉手当の支給月数を改定するものでございまして、必要な条文を改めるものでございます。

4ページをお願いいたします。4ページの下段の方でございますが、第2条は勤勉手当に関します平成20年4月以降における規定でございます。詳細につきましては新旧対照表でご説明いたします。

議案書の6ページの方をお願いいたします。まず一部改正条例の1条関係でございます。職員の給与に関する条例第4条の改正でございますが、医療職給料表を廃止いたしまして、行政職給料表を別表のとおり改めるものでございます。

第12条第3項の改正は、扶養手当のうち子等に係る支給月額を6千円から5百円引き上げ6千5百円にするものでございます。配偶者が扶養親族であるか否かでの格差についてもなくすものでございます。

第13条第3項の規定でございますが、第12条第3項の改正に伴いまして、子等の扶養手当に係る支給要件について、配偶者が扶養親族であるか否かでの区別がなくなったことによりまして条文の整理を行うものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。第26条第5項の改正につきましては、第4条の改正による医療職給料表の削除に伴う不要部分の削除等条文整理でございます。

後段になりますが、第29条第2項第1号の改正につきましては、新（平成19年4月1日適用）と書いてある部分でございますが、12月に支給する勤勉手当の支給月数を100分の5月増加いたしまして、100分の72.5から100分の77.5に改めるものでございまして、今年の12月支給分への対応規定でございます。

続きまして、一部改正条例第2条関係の説明をいたします。

同じく、7ページの後段の部分でございますが、第29条第2項第1項の改正によりまして、先程ご説明いたしました、中央部でございますが、新（平成19年4月1日適用）の部分でございます。支給月数を12月期に100分の5増加した条文を、平成20年4月以降は、下段、左側でございますが、新（平成20年4月1日施行）という条文でございます。増加部分を夏冬に分配いたしまして、6月期、12月期にそれぞれ100分の2.5月を加えまして、支給月数を夏冬ともに100分の75月とするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。給料表の改正でございますが、概ね31歳以下、1、2、3級の職員につきまして、1級平均約1.1%、2級平均約0.6%程度引き上げるものでございます。3級についてはほぼ影響はございません。

次に、10ページでございます。施行に伴います附則規定でございまして、改正条例の施行日を公布の日。また、第2条規定は平成20年4月1日といたしまして、その他必要な調整規定を定めるものでございます。

なお、今回の給与改定による影響額は全会計で約2900万円ほどの増となりますが、地域手当削減によりまして、約2700万円ほどの減となっております。今回の補正予算の中で効率的運用を行い、対応いたしたいと考えております。

また、お手元に今回の給与改定の資料を提出いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上簡単ではございますが、飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第150号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川上委員から「税務行政について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○ 川上委員

今回の一般会計補正予算で、市税関係、2億9200万円の増額補正になっております。こういう状況なんですけど、この近年、市の税務行政に対する批判がかなり高まってきてるんですね。私自身も個別の問題について、どういう事実関係になっておるのかということで、窓口に赴いてお話を聞いたこともあります。かなり深刻な事態が生じておるようです。一定の個別的事項もお聞きしながら、改善できるものは改善するとして方が、市のあるべき税務行政の姿に立ち戻る可能性があるんじゃないかと思っておりますので、質問したいと思っております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:51

再開 13:52

委員会を再開します。

おはかりいたします。本委員会として、「税務行政について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「税務行政について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。「税務行政について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

税務行政、聞くにあたって、この間の税をめぐる状況の把握が必要だと思います。そこでいくつか聞きます。三位一体改革が行われてきたわけですけども、これによる税源移譲、どうなっておるか、伺います。

○ 財政課長

三位一体の改革でございますが、16年から18年にかけて行われております。最終的に行き着きますのは、19年度の予算からでございますが、今まで、18年度までは所得譲与税という形で国の方から交付されておりました。それが19年度におきまして、税率の改正がありまして、税源移譲という形が整ったわけでございますが、その中で市が影響を受けました額でございますが、所得譲与税が18年度8億5717万2千円、税率改正の影響額といたしまして、8億5006万3千円、それと県税の取扱い委託金が、これが額が変更になっております。これの影響額が7529万7千円の増になっております。差し引きいたしまして、税源移譲で18年、19年、比較しますと、6818万8千円の増という見込みをいたしております。

○ 川上委員

課税対象は増えていますか。

○ 課税課長

課税の対象の変更はほとんどございません。

○ 川上委員

この三位一体改革の間に、定率減税の見直しがありました。その他税制改正があったんですが、その影響の主なところを聞かせてください。

○ 課税課長

定率減税の廃止が約2億1700万円、老年者非課税の経過措置が約1300万円となっております。

○ 川上委員

老年者控除に係る点とか、公的年金に係る問題がありますね。その辺はどうですか。

○ 課税課長

老年者控除は今年廃止になっておりますので、今年の影響はございません。

○ 川上委員

去年から今年にかけて、そういう改正というか、改定の中で、大変な負担増がとりわけ年金生活者、高齢者にのしかかったわけですけれども、今回、先般国保運営協議会が答申をしましたね。あなた方はいろいろ理由つけて議員には配付しなかったわけだけども、税率引き上げを見送ってますね。どうしてですか。

○ 課税課長

所管が健康増進課となっております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:56

再開 13:56

委員会を再開します。

○ 課税課長

所管の担当職員が不在でございますので、その点は不明でございます。

○ 川上委員

そんな答弁が通用するわけでないでしょ。市長に対する答申でしょ。あなた方の中でこの答申書を読んでいない方がおられるんですか。全員読んでるでしょ。市長もおられる。で、答弁がない。こんな馬鹿なことはない。答弁をお願いします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:57

再開 14:01

委員会を再開します。

○ 川上委員

市長に対する答申が出て久しいわけですから、市長もおられる場でその答弁が聞かれないというのは非常に残念なんです。要するに、答申書読むと市民は既に重い負担にあえいでいる。これ以上引き上げることはできないというのが理由ですよ。

それで次にいきます。株式売却益に関する優遇が行われておりますね、課税に関して。これ継続してるわけですが、どういう状況で影響額がどうなってるかお尋ねします。

○ 課税課長

配当割および株式等譲渡所得割の税率は本則税率で住民税5%、所得税15%となっておりますが、特例として、住民税3%、所得税7%とすることが決められております。それを本年の税制改正で配当割については、平成21年3月31日まで、株式等譲渡所得割については平成20年12月31日まで1年間延長されております。配当割および株式等譲渡所得割については、ともに県民税であります。納税者は県に配当等の額の3%を納めております。そのうち59.4%が県より市町村に配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金として交付されております。その額といたしましては、不明でございます。現在の状況では額としては分かる状況ではございません。したがって、本則税率に戻った方が市としては歳入は増えるものと考えて

おります。

○ 川上委員

ここまでの状況としては、全体として庶民、一生懸命働いている、あるいは働いてきた、そういう方たち、しかも収入が減少していく中で負担が大きくなってきているというのが基本的な特徴です。課税の行政職員はそういう状況の中で難しい課税をし、したがって納税を進めなければならないという状況だろうと思うんですね。

そこで、当然ながら従来より様々な市民の方からの相談や苦情が発生するという事は想像されることなんですね。

それで、そういう苦情、相談を受け付ける何か特別な体制を課内で工夫しておられますか。

○ 課税課長

苦情、相談の受付体制でございますが、係ごとに常日頃情報交換をいたしております。その中で苦情等がございましたら、現況調査票という調査票を作成いたしまして、納税者に対する適切な相談ができるよう努力しております。また係におきましては、日常、問題等がございましたら、時間をとりまして課内の打ち合わせをやるように心がけております。

○ 川上委員

そういう体制をとっておると。それで十分かどうかあるんですが、件数、どのくらいそういう件数があるのか、それからその主な内容はどうなっておるのかお聞かせください。

○ 課税課長

苦情といいましても、いろんなケースがございます。それぞれのお客様の行き違いによるもの。いろんなケースがございますが、固定資産税関係では、電話および窓口におきまして集計いたしました結果が、4月から9月にかけて、約160件でございます。それから市民税関係でございますが、今年度、税源移譲の関係でございますが、かなり件数が多く、3000件の件数ということで集計が出ております。

○ 川上委員

そういうことですね。特に3000件というのは1年間かかって3000件ではなくって、何週間のうちだろうと想像するんですけど、大変な状況だったと思うんですね、電話にしろ、窓口にしろ。それは想像するんですが。そういう状況の中で、少し個別的なことを聞いていきますけれども、あなた方は存在しない物件に課税したことがありますね。そういうときはどういうふうにしてるんですか。例えば私がお聞きしてるのでは、登記を済ませたはずのものがもう現存しなくて、登記も済ませているのに課税が来ておると。それを何年か経って気がついたという方おられるんですね。そういう場合はどうなるんですか。

○ 課税課長

滅失漏れの件だと存じますが、原則存在しない物件に課税することはありえません。ただし、家屋を取り壊したにもかかわらず、滅失登記がなされなかったり、本人からの滅失届がなされなかったり、法務局からの通知漏れなどにより、その事実が把握できずに、課税にいたるケースもございます。この場合の対応でございますが、事実が判明しだい、現地を確認させていただき、また解体証明書等を確認し、税法に従い、遡及し、還付の手続きを行っております。また法務局に対しても、連絡体制の点検などを確認しております。

○ 川上委員

遡及は当然でしょうけど、限界があるんじゃないですか。不利益をこうむり始めてからの分、全て還付するんですか。

○ 課税課長

地方税法では5年間遡及となっております。

○ 川上委員

原因が納税者の責任じゃなくて、法務局の責任の場合ですよ。本人は法務局に苦情も言う

でしょうけど、市として法務局に何らかの賠償を要求したりすることはできないんですか。その本人に代わって。

○ 課税課長

現在までそういうケースは出てきておりません。法務局との打合せ等で、話ができればしたいとは思いますが。

○ 川上委員

それでは、土地家屋の面積に基づいて課税していくんだけど、登記上の面積と実際の面積の食い違いがあった場合、しかも納税者の不利になるようになってた場合ね、この間そういう事件がありましたね。こういう場合はどうなりますか。

○ 課税課長

国土調査時の面積の錯誤のことだと思いますが、土地の課税地積につきましては、土地課税台帳に登載されている地積とされており、登記されております土地につきましては、登記面積で課税しております。ですから、何らかの事情により、土地の地積が変更の登記があった場合、1月2日から12月31日までに登記された登記については、翌年度から適用されることになります。ただし、国土調査の錯誤による場合は、今回の場合でございますが、国土調査担当部署より文書をいただいております、5年還付の手続きを行っております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:10

再開 14:11

委員会を再開します。

○ 川上委員

今2点について少しお聞きしたんですが、今委員会の場ではスムーズにね、質疑応答ができるんだけど、よく事前に勉強したからです。つまり、こういう一つひとつの事例が起こったときは、大変複雑で、しかも納税者は自らが不利益をこうむっていることを自覚、分かっていますから一生懸命なんですね。そういうときに担当課の方で、法律だから5年までだよとかね、それだけ言ったのではね、納得いかないですよ。そのときの態度が仮にも高圧的であったり、問答無用だったりすると受け止められるようだと大変なことになると思うんですよ。今課長が申されましたけど、法律だからと木で鼻をくくったような対応ではなくって、納税者、市民の立場にたって一緒に問題を解決していく方法を探るというスタンスがものすごく大事だと思うんですよ。当たり前のことではないかと思われるかもしれませんが、現実にはそうならない。ひどい対応だということで、総務省まで電話かけてね、飯塚市の公務員の態度はこれかいのかと、非常に悩んだり、憤慨されたりしている例もあるわけですね。この辺については何か改善できないんですか。

○ 課税課長

親切で分かりやすい対応ということで、あくまでも窓口に来られたお客様の目線に立ち、分かりやすい説明と、的確で親切な対応に心がけるように指導しております。また接遇研修等を行い、自己研鑽に努めているところでございます。

○ 川上委員

あなた方そういうことを言われるんだけど、現実には電話でやり取りしてることが多いんじゃないですか。難しいテーマを的確に説明できたのか、また受け止めてもらったのかとかいうのは分かりにくいでしょ。そして仮に訪問されてきた場合でも、例えばカウンターでね、プライバシーにも関わることなんだけど、カウンターで座ってやり取りする。気がついてみると、納税者の方から見ると、気がついてみると、この人と話してるつもりだったのに、後ろに知らない人が立ってるとかいう場合があるわけですね。非常にいかにも気持ちが悪い。私もそうい

う状況に同席したことがありますけどね。立ったままモノを言うわけですよ。立った人間が対応している職員に指示をしたりするんですよ。職員が課長に指示したりしてるんですね。ものすごく気持ちが悪い。座んなさいよというふうに言ったこともあるんですけど。納税行為がどういものであるのかという点での自覚が課内で弱いんじゃないかと思うんですね。全体の奉仕者である公務員という認識だとかね。今2つだけ言ったんですけど、この間の一連の3000件からの苦情が来て、課税課の責任でない問題もあるかもしれないけど、どういう教訓を得ているのか、今後どういう改善を図ろうとしているのか、また何か納税者から、あなた方こういうことやってくれてね、助かったとか良かったとか、何かないんですか。ちょっとお尋ねします。

○ 財務部長

今いろんな質問をいただいておりますが、確かに今年に限っていえば苦情の件数3000件、これはご承知のとおり税源移譲に伴うもので、各支所も合わせた合計の件数だと思います。この間は2、3週間大変な、住民税が税源移譲の関係で上がったということで金額増えたものから、苦情があって課税担当の方では苦勞したようでございます。それと後段の職員の日頃からの市民の人に対する、一般質問でありましたので私の方で温かみのある税務行政という形で質問受けましたけど、これはあそこで申しましたように、税務行政だけじゃなくて全ての分野において我々はそういうことを常日頃から心がけてやらなきゃならないし、当然採用されたときは日本国憲法を遵守して、全体の奉仕者としてがんばりますということを宣誓して役所に入ってるわけでございますので、特にこれから、市民の方がお客様ですというような感覚がやはり今までの公務員には欠けてたというご指摘受けまされども、それは私もまさにそうかなと。最近はその辺がだんだん変わってきて、市民の方はお客様です。我々はこの飯塚市における最大のサービス産業であるということをもっと自覚して接遇あるいは市民に対して接していかなきゃならんと反省しながらも、そこそこで研修をキチッと接遇やるようにという指導もいたしておりますので、そのところでご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

いろんな検証しないといけないんですよ、公務員論とかね、納税行為の意味だとか。そのときにね、財務部長、揚げ足を取るつもりではないんですけど、お客様とか、最大のサービス産業とかね、言うのは間違ってると思うんですよ。お客様じゃなくって、市民、納税者がこの国の主権者なんですよ。申し訳ないけど、行政職員は公僕じゃないですか。だからお客様じゃないんですよ。自分たちがサービスをしなければならぬ相手なんですよ。お客様は往々にして、料金をもらわないとお客様ってならないじゃないですか。皆さん方の頭の中にそれはないと思うけど、それを幹部の皆さんがいろんなところで言い続けると、株式会社飯塚なんかいい続けるとね、職員の皆さんは誤解をしてしまうことはないですか。お客を払わない人はお客様じゃない、市民じゃないみたいな気持ちにならないかと、そこのところ心配するんですよ。

そこで課税をめぐる状況の特徴は先ほどから聞いております。収入は減っているのに税は増える。多くの市民にとっては大変大きな負担になってる。職員も苦勞してるかもしれないけど、市民はもっと大変と。今度は実際に税を集める側の部署ではどういう状況になっておるのかというのを伺います。何とか税金を払いたいけど、今お金がないという方たちがたくさんおられますね。本当におられます。ちょっと大げさじゃないんですけども、大体相談がありますと言われてお尋ねすると、もうテーブルの上には赤い紙が置いてあるんですよ。次々に督促状が来ると。それで納税課の方で苦情や相談の受付体制はどうなっておるのかお尋ねします。

○ 納税課長

納税の方では各地区担当がおります。相談等あれば基本的に担当が受けますし、出ていないときは他の職員が受け取ります。そういう中で相談、電話等あればその方の実態に応じた支払い方法や支払額等十分協議を行い、無理のない分納計画を指導いたしております。

○ 川上委員

ご本人と十分協議をして、無理のない納税をお願いしておるということですね。確認していいですか。

○ 納税課長

はい、そのつもりでおります。

○ 川上委員

「つもり」というところがいかんわけでしょうね。

今朝、高齢単身の女性の方が、差し押さえられてます、年金を。2月にいっぺんなんですが、10月15日に15万3005円もらってた年金、差し引かれて今日は2万8900円しか通帳に残ってない。2カ月分ですよ。1万4450円でひと月を暮らさないといけないという方なんです。この方はどうやって年末12月、1月生きていったらいいんですか。お尋ねいたします。

○ 納税課長

年金については、差し押さえができます。その中で年金についてはその人の生活あたり、給与の差し押さえと同じような状況で、差し押さえ禁止額の制限がありますので、その範囲内で差し押さえを行っております。

○ 川上委員

あなた方は給与の差し押さえも含めて、後で言いますけど、そういうことを平気で言いながらこの人、現実に通帳には今日振り込まれているのは2万8900円ですよ。残高181円だったから2万9081円、これで2月15日まで生きていけないといけないんですね。だから私の質問はどうやって生きていくのかを聞いてるんですよ、この人は。

○ 納税課長

先ほど言いましたように、給料あたりでも扶養家族とかの人数で、1人最低でも十数万残るような形になっております。ちょっとその方の差し押さえの状態というのはちょっと今私把握してないんですけど、2万何ぼしかないというのがちょっと私が理解できない状態でございます。

○ 川上委員

もうこれは事実ですよ。今朝、12月14日、私が聞いてるのは2万9081円でこの人はどうやって2カ月生きていくのかと聞いてるんですよ。どうやって生きていくんですか。あなた方は預金通帳を全部調査して、この方の残高いくら分かってるわけだから、この方いくら差し押さえたらあといくら分かってるじゃないですか。だからあなた方はこの方に2万9081円で2カ月暮らさないといけない状況にあると知った上で差し押さえてるんですよ、年金を。どうやって生きていくんですか。生きていけないでしょ。それなのに課長は十分協議して無理のないようにしておるというわけじゃないですか。「つもり」だと。その「つもり」が生んでいるのがこの事実じゃないですか。

じゃあ次に行きますよ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:25

再開 14:37

委員会を再開します。

○ 納税課長

先ほどの件につきましては、ちょっと把握をいたしておりませんので、また調査して後日報告させていただきます。

○ 川上委員

差し押さえ決裁は誰がしてるんですかね。

○ 納税課長

納税課長の私でございます。

○ 川上委員

差し押さえ件数がものすごい勢いで増えてるんで、大体あまり中身を見らんで押してるのか心配ですよ。あなた方が、おそらく法律どおりと言われるでしょ、でも現実にこの方は今から2ヶ月を、あなた方この残高見ろうと思えば見れるはずですよ。2万9081円で生きて行かないといけないということになってるんです。最後の抛り所が年金じゃないですか。なぜこんなひどいことをするのかと、私思うんですよ。予算特別委員会で課長は差し押さえについて答弁されて、再三にわたる催告にもかかわらず、何ら連絡もなく、また納税相談に全く来庁されない等、納税意識のない納税者と判断される場合には税負担の公平性の観点から法の規定に基づく預貯金調査をはじめ、各種の財産調査を開始すると、その結果、担税資産があり滞納処分が可能な場合はやむを得ず財産差し押さえ執行の事務処理を行い云々と言われてるわけですよ。この方は自分の方から電話をかけて、自分の方から何度も見えられている。それはあなた方の折衝記録、不正確な折衝記録でも明らかです。この方は個人情報公開請求して、あなた方のパソコンの中から折衝記録とられてますよ。重大な日にちの誤りがある、まず。ですから、それから推し量られるようにこの折衝記録というのは、納税する側からいえば、信頼できない。課長あるいは部長にお聞きしたいんですけども、納税意識の有無というのは、どこで判断するんですか。来庁されていれば納税意識があるとかいろいろ言うんだけど、実際には来てる人も差し押さえしているじゃないですか。しかもこんなひどい差し押さえしてると。納税意識あるなしはどこで判断してるんですか。

○ 納税課長

納税意識の薄い方というのは、もちろん先ほど言うておりますように連絡のない、催告出しても無視される方あたりもないというように判断しております。もちろんそれによって相談に来られる方もおっております。そういう中でも、その中で折衝するんですけど、その中でもほかに借金があるからもう払いきらんとか、滞納額が毎年増えていくような分納しかできないとか、そういう方については私たちも受け入れることができませんので、どうしてもその辺では交渉が成立しないという形になります。また財産、家とか土地とか不動産と、財産があつて滞納される方、こういう方も納税意識が薄いと判断いたしております。

○ 川上委員

今課長が言われた、どれにも該当しない人が差し押さえをされてる例がいくらでもあります。どうしてそうなるかという、国税ですよ。あなた方もその意識とほとんど変わらないと思うけど、つまり良心的な滞納者がいないんだとこの意識改革をやれというのが国税でしょ。あなたがたもそう変わらんこと言うてははずですよ。良心的な滞納者はいないんだと。つまり滞納者はみな悪質だと。そういう意識改革を職員に要求してるんじゃないですか。だからはっきり言いますけど、北九州市等は差し押さえ目標持ってるんですよ。これは直接そういう環境の方から聞きました。なぜ差し押さえ目標持つのか、回収目標をなぜ持たないのかと、滞納解決目標をなぜ持たないのかということなんですよ。滞納解決目標って持ちにくいんですよ。ところが差し押さえ件数目標というのは簡単に持てるんですよ。押さえればいいんだから。課長がハンコ押した数、部長が決裁した数が差し押さえ件数ですよ。北九州では、だいたい差し押さえ件数と滞納解決額がだいたい照応しているのが根拠ですよ。北九州市ってのは本当に数値目標の好きなどころですよ。ですから、この国の言ってるとおり、国税が指導しているとおりに皆さん方が生活者の視点とかいうのを忘れてやっていると、北九州みたいに死人が出ますよ。あなたがたこれさっき2万8900円の方ね、ほかにも財産があるんじゃないかとかね、預貯金があるんじゃないかとかさ、思ってる人もおるかもしれないけど、それはあなた方が調査したんですよ。ないこと確認してるじゃないですか。仮にあるかどうか分からないというのもおか

しい。あるっちはっきり分かってたら差し押さえなさいよ。最低生活ができるということを確認してたら。確認できないで押さえてるじゃないですか。だからあなた方は北九州の生活保護で打ち切って飢え死にさせたのとあまり変わらないことしてるんですよ。

それで、折衝記録のことについてもう少し言いますけど、課長は一般質問において日本共産党の楡井莞爾議員の質問に、楡井莞爾議員が出した事例について食い違いがあるというふうに答弁されましたね。どういう食い違いがあるのか確認しましたか。

○ 納税課長

先日の件につきましては、本人さんは電話での折衝の中で、8月十何日かの日に電話で折衝してあります。その中で11月から支払いをすると。そういう形を言っています。受けた担当職員の方はその辺が11月からだったという認識がなくて、8月でしたから9月から収めていただく分納納付書を出しております。その辺で、本人にも聞きましたけど11月からというのがキチンと約束しておれば9月からの納付書は出しませんと、そういうことでしたので、そこで本人さんと受けた職員と齟齬があっているように思っております。

○ 川上委員

そのとおりですね。この方も個人情報公開で折衝記録とってますよ。その日のことは11月からとか書いてない。要するに、折衝記録には食い違いがあったということを書いてないわけですよ。ですから課長とか部長とかは状況をしん酌せずに、奥さんですよ、この方は。障がい1級でほとんど寝たきり、この方治らないんです。進行する病気なんです。この方が、社会保険庁というのはひどいところで、なかなか障がい年金をくれないわけですよ。3年越しに戦って、今度の10月15日に最初の年金がもらえると、これ書いておるじゃないですか、書いてないのか、もらえると言ってるんですよ、本人が主張するにはね。だから担当者に心があればね、絶対忘れないですよ。それ書いてない。だから3000円の払いをね、9月から大変だからというご家庭なんです。これを11月からにしてくれと頼んだんですよ。これを聞き入れなかった。この職員とあなた方は。情報がなかったとかいうことも言い訳がなかなかしにくいですね。今の世の中に泣く子と地蔵には勝てないみたいなことじゃいかんでしょ。どうしてこういうことが起こるか考えないといけない。だからやっぱり納税者の生活をどう守っていくのかとかね、要はサラ金でもそうですよ。サラ金でも相手の生活をどう守るかとか一生懸命言ってますよ。安心して借りてくださいとか言ってね。これも危ないんだけど。だからこういうことが二度と起きないようなことを考えていただかないといかんですよ。

こういう状況の中でご主人の預金通帳1万8498円、ゼロになるまであなた方は差し押さえ執行して、事実関係を聞きに来た、私も同席しましたよ、事実関係言わないですね。非常に高圧的な態度ですよ。この折衝記録の問題についてね、あなた方はどういうふうな位置づけでこれを位置付けてるんですか。差し押さえのハンコを押すときにこういうの見てるんですか、見てないんですか。

○ 納税課長

見ております。

○ 川上委員

これ参考にしてるんでしょ。だからこれが信用できない状態に今置かれていると全部が全部ということではないけども、これが必ずしも100%正確かどうか分からない。しかもその方の生活の実態を反映してるとは限らないんですよ、折衝記録だから。その方の、こんだけの差し押さえしたらこの人が生きていけるかどうかという評価ができないでしょ。

それから、時間のこともありますので先を急ぎますけれども、分納誓約をしますね。無理のない分納誓約をするという。ところがあなた方は1年にいっぺんくらい分納計画の見直しを迫りますね。そのときにあなた方のほうから、ときどき1カ月くらい遅れたり、半月くらい遅れたりする場合もあるかもしれないんで、どういうふうに思われるか分からんけれども、ある方

の場合は、9万円入れてくれと分納誓約をして、空いてる月があるのかな、その月に9万円入れてくれという提起を職員がしてる例があるんですよ。自主的な分納計画を作るというのはもちろん分かるんです。そのときに相談も乗らんといかん。ところが職員の側から9万円という額を提起してね、分納計画を作れという。作れるはずがないからもうその次こない。来なかったら納税意識が薄いとかないとか言われてね、赤い紙送りつける。ヤクザのケンカみたいなものですよ。そう思いませんか。私はこの話聞いて本当に怒った。9万円を提起するというのは行政上許される行為ですか。

○ 納税課長

今おっしゃる件につきましては、もうアパートあたりを持ってあって、家賃収入あたりもあるケースでございます。そういう中でそれなりに建物もローンを組んで返してあります。その中で固定資産税もかなりの金額がかかっているんですけど、その辺がローンの支払いの方を先で、税金は後と、そういう形の中で今まで納付をしてきてありますから、先ほど委員も言われましたけど、1年に1回は納付の再協議を行わせていただくようにしております。その中で市としましてはローンでまわす分を少しは税金の方に回していただだけませんかという意味でそういう提案をいたしております。今の状態でいきますと、その方の税金が本税だけでも完納になるというのが6年も7年もかかるような状態でありまして、私たちとしてはその辺をできるだけ早く終わらせていただきたいという思いもあってそういう提案をさせていただきましたけど、最終的にまた後日おみえになって協議した結果、どうしてもその辺の了承が得られませんでしたので、今のところ現行の、今までの納付と同じ形の中で今行っている状態でございます。

○ 川上委員

私が聞いているのは、9万円という額を提起して、やっていいのかと言ってるわけですよ。そのこと窓口で、その方と私も同席して聞きました。9万円という額を提示したのかと。職員が何と言ったと思いますか。2カ月も3カ月も前のことは覚えてませんと言ったんです。本当ですよ。この方は先ほどから課長が言っている差し押さえ対象の中に入らないんです。ローンのこと言われたけども、それ含めて分納誓約の期間中に新たなローン組んでね、そっちの返済を優先してるわけじゃないでしょ。もともとそういうローンがあった。その中でも生活費を削ってキッチンと税金を払いたいという相談をして、約束をして、少し遅れたりした面もあるんですけど、一生懸命払ってきてるわけじゃないですか。この人についてはそのほかにへんな税務調査がある動きもあるんで、また違う機会に聞こうと思うんですが。

それから分納の問題ではこういう話もあるんです。本税が160万円滞納、延滞税が80万円。合わせて240万円の滞納があったと。この方はご商売がうまくいかない。動脈硬化の病気、それから目が95%見えなくなる病気にかかれた。いろいろ個人的な借金もあったし、市の税金滞納もあったと。でも分納誓約をして履行する努力をしていたんだけど、滞りがちになった。2回か3回か滞ったのかな。この方の話を聞くと、滞納したんで心配しとったら職員が来た。職員が何と言ったと思いますか、市長。一括払いしませんかと言ったんですよ。1万とか2万とか3万円の分割払い払えないご家庭に行つてね、一括払いしませんかと言うんですよ。そうしたら延滞税はおまけしますと言われたと本人は思ったわけですね。それでこの方ね、他の借金もあったんで、この際と思つて、80万円が免除されるならと思つて、家売ったんですよ。7月の下旬に私電話もらいました。今住んでるアパートから追い出されそうだと。飛んで行きましたよ。事情を聞いていったらそういうこと分かった。もっと事情を聞いていったら、もっと深刻なこと分かったんです。おまけしますと言ったんだけど、抵当設定してるんで、いったん240万円もらわないとおまけできないと言われてましたと。それで払いましたと。そしたらそのまんまと。それ去年のちょうど今頃じゃないんですか。その80万円免除すると言われとったんだけど、もらってないということで、田中部長にお会いになってるんですね。田中部長はその方お会いになって、40万円は返そうという決断された。どうして40万円返

そうと思われたんですか。

○ 財務部長

もともと、今言われるような経過といいますか、一括払いをなさいとかいう指導とか、あるいはそうしていただくと延滞金についてはまけますよという話があったかどうかは私は知りません。私のところにおみえになったときは、これこれ事情でいったん納めましたけども、自分は非常に病気で大変だと。そして不動産も処分したというお話を伺いました。ですからもともと私のところにおみえになったときは、そういう約束があったから延滞金を返してくださいとか何という話は1回目のときは全くありませんでした、正直言って。何とか、そういうふうな話があるときには約束があったから全額返してくださいという話で私のところにみえたわけでは決してございません。それは間違いありません。後で、今質問者がみえたときは2回目か3回目くらいだったんですが。ですから何とか納税指導があるときに一括していただくと考える余地もあったかどうかという、どのくらいというのは私も細かい折衝は知りませんが、ただ私としては、自分の、聞けば大変苦労されてるという事実も分かりましたし、自分の住んでる家まで処分して税金を片付けられたという方が、大変困っているであろうという、それが法的に良かったかどうか、あとで顧問弁護士に伺いますと、いったん受け入れたものを返すという根拠に乏しいという、逆に疑問を呈せられたんですが、私としてはその事情を伺った限りでは少なくとも半分くらいは返してあげた方がいいだろうなという思いがありましたので、そこで半分はお返しいたしましようという形でお約束して、それをキチッと半分返したわけでございます。その後になって、今度は当初から全額返していただくような話があったという話でまた日にちが経ちますと、それからまたかなり日にちが経ったんですよね。経ったときに今おっしゃられるように住んでいるアパートから追い出されそうになったと。だから残った延滞金をまた返してもらえないかと話があったものですから、それは申し訳ないですけども、できませんというふうなお断りをさせていただいております。それが経過でございます。

それと私、これは川上委員もご存じと思いますが、確かに私個人的には、延滞金の利息は確かに高いと思っております。これは何回も言っております。ただいい、悪いは抜きです。これは罰則の意味を含めて延滞金の率は高いんだらうというふうには税法上は決まっています。2桁以上ございますので、通常の今の低金利時代に高いとは思っている。ただそのとき事情を聞いて半額返せという指示をしたのはそういうことで、当初おみえになったときはそういう税務の方と約束があったから返してくださいという形で一切ありませんでした。ですから当初は別にそれがいいとか悪いとかじゃなくて、私は大変お気の毒だと思って、不動産処分してあって、本税はいただいておる。で、延滞金も半分くらい考慮してもいいと決断して私は半額返しますと、正直40万円をポンと返しました。大変喜ばれてお礼の電話をいただきました。お礼をしてもらおうとしたつもりではなくて一括して処分されてそこまでしてもらったということに対する気持ちで返したわけですね。そしたらまた半年くらい経ってアパート追い出されたら大変きついかからまだのこつとる分は、そういう方じゃないですけども、● ●ながらそういう約束があったという話を初めてそこで持ち出されて、残りも返してくださいと話になったものですから、それは今の段階においてはできませんということでお断りをしたというのが実態でございます。

○ 川上委員

部長とその方とのお話はそうかもしれませんね。しかし職員との関係なんですよ。自宅売れば行くところないわけですよ、普通。そういう方が2万、3万の分割払いをしきらない。そのときに来た職員が差し押さえますよとかね、いろんなことを言うかと思ってるわけでしょ、普通。それも言ったかもしれないけど。そしたら、一括返済しませんか、ですよ。この職員は何のつもりで一括返済を要求したかですよ。一括納入を。家上がったら、そんな額が納められる雰囲気じゃないってのは分かってるはずですよ。上がってないかもしれないけど。そのときに

一括納入を迫るという意味ですよ。誤誘導でしょ。誤った誘導してるんじゃないですか。それを材料に延滞税の免除というのは制度としてないわけじゃないんだから。言ってる可能性は十分ありますよ。

それから市長ね、若い世代、それから団塊の世代のUターンとか今いろいろ言ってるんだけど、給与の差し押さえの問題がある。8月10日の朝、私電話もらいました。すぐ納税課に行きましたね。この方は残高2万円の預金通帳にこの日、17万円の給料が振り込まれた。フリーターの方です。19万円でしょ。それがそのまま完全に差し押さえられて、口座が動かない。家賃も払わないといけない。生活もせないかんわけですよ。車も持ってるんですよ。納税課はそのこと知らなかった。最初から振り込み給与を狙ってるわけですよ。給与狙ってるんだったら給与の差し押さえしないといけないでしょ。振り込まれるのを待って、押さえるわけですよ。最低保障額が取れるじゃないですか、あなた方税金として。聞いたら法律により、預金は差し押さえすることができますと。他にもあるじゃないですか。給与が振り込まれるのを待って差し押さえてるでしょ。24歳の青年です。この方は飯塚で育って、東海地方、半導体とかでね、一生懸命働いて、少し疲れ果ててふるさとに帰って、また再起を期してがんばろうというふうにしてたそうですよ、事情聞けば。あなた方聞いてないでしょ。その青年が不本意ながらそういう税の滞納作ることありますよ。納税意識がないなどと言って窓口で教育かなんか知りませんが、啓発かなんか知りませんが、懇々と話をしたんでしょう。引きこもりになったじゃないですか。いずれにしても生活ができなくなるように給与全額差し押さえ、私その方と一緒にきましたよ。どうかしてくださいよと。解除できんですかと。課長解除しましたね。どうして解除したんですか。

○ 納税課長

この方のケースにつきましては、14年度からの滞納がずっと続いて行って、毎年増えていく状態でありましたので、預金の全額差し押さえを行っております。ただ基本的には、なかなか連絡取っても取れない。催告書送っても連絡がない。そういう形の中で、折衝するという意味もありましたから、そういう形で、そして最終的にはあのとき協議した中で、本人さんはできるだけ滞納額が減少していくような形で納付を検討していくという返事をいただきましたから、そのときはそれを信じて解除いたしております。

○ 川上委員

もうそろそろ終わりに近づいてきましたけど、あなた方先ほども言いましたけど、リブボックス、行き先が分からないということで税をとってないでしょ。それから去年の一般質問で質問して不穏当発言とか言われて、議長職権で削除になりましたけどね、議員が賄賂をもらった場合に税金かかるんかと。それは雑収入ですからかかりますと。でもそれはあるかどうか分からないから、実際には取れませんか。分かったらどうするのと。分かたら没収されてますから、追徴で取られてますからやっぱり税金もらえませんか。こういうのを逃げ得、やり得というじゃないですか。このリブボックスというのはあなた方が引っ張ってきたベンチャー企業でしょ。そういうところにはしっかりした課税、納税指導とかね、なかなか難しいと思うけど、やらないで、飯塚で生きて暮らしてこれからもまたがんばっていこうと思ってる人たちにはね、実情も分からず差し押さえ、生活を脅かしてるかどうか分かりませんというような感じでどんどん取っていくと。私今4件くらい挙げましたけどね、他の議員も経験がありますよ。議員だけじゃないですよ。ですから誇りを持って納税課の職員、あるいは課税課の職員が仕事できるように市長、してくださいよ。公務員としての心を持って、自分は飯塚市の職員なんだと、公務員なんだと。恥ずかしいまねはできないんだというふうにしてくださいよ。決裁については集団でよくモノの見方を、法律だから取るとか、取れるものは取っとけというんじゃないかって、その方が人間として誇りある人生を飯塚市民として過ごしていけるように、その覚悟をキチンと据えて、その上で税をいただくという発想で行かないと、みんな飯塚市から出

て行きますよ。それお願いしてこの質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○ 人権同和推進課長

本件事故は、平成19年11月1日(木)13時35分頃、人権同和推進課職員が業務打ち合わせのため、飯塚中央公民館公用車駐車場へ駐車するため、駐車場前面道路である市道東町線からバックで公用車駐車場へ進入したところ、ハンドル操作を誤ったためブレーキを踏もうとしましたが、間違っただアクセルを踏み込み、障がい者専用駐車場に駐車してあった車両に衝突し、双方の車両が損傷したものです。事故の原因については、職員の不注意が原因でございます。

損害状況につきましては、市側、相手側とも人身傷害はありません。損害賠償につきましては、現在相手方と協議しております。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っております。当該職員には、厳しく指導するとともに、他の職員についても安全運転に心がけるよう指導を重ねてまいります。

以上、簡単でございますが、公用車の事故報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「職員の不祥事について」、報告を求めます。

○ 人事課長

単純賭博、インターネット賭博でございますが、これで逮捕されました職員の懲戒処分につきまして、ご報告いたします。

当該職員は、経済部の30歳代の男性、主任級職員でございます。賭博を理由とした懲戒処分の内容は、減給10分の1を6カ月とするものでございます。

事件の概要でございますが、平成18年12月中旬頃に福岡市へ買い物に行った際に、街頭で配られていたティッシュの広告でインターネットカジノ店を知り、インターネット賭博は違法ではないと誘われ、2月頃から当該カジノ店へ通い始め、10カ月間に50回程度賭博行為を行ったものであります。

逮捕につきましては、11月16日の深夜、福岡県警が常習賭博容疑で本カジノ店を自宅捜索した際に、客として賭けをしていました当該職員が単純賭博の疑いで現行犯逮捕されたものでございます。すぐに任意取調べとなったわけでございますが、博多署で事情聴取を受け、翌17日早朝に帰宅をいたしております。

賭博行為は刑法違反でございます。本市懲戒処分の指針におきましても、懲戒処分の対象

といたしており、全体の奉仕者である公務員としては許されない非違行為で、市職員としての自覚が欠如した行為でございます。

そのため、人事諮問委員会に諮問を行いまして、その答申をもとに、平成19年12月13日付けをもって、「減給処分 10分の1 6月」といたしたところでございます。

今回の事件は、公務員が全体の奉仕者であり、日常生活においても市民の模範となるべき立場であるにも拘らず、その自覚に欠けた行為であり、市政への信用失墜も著しく、議会をはじめ、市民の皆様にも深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことの無いよう、職員の資質の向上と意識の改革に向け、さらに取り組んで参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、深くお詫び申し上げまして、今回の不祥事と懲戒処分の概要についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 永露委員

少しお尋ねをしますが、まず今回の職員について、今、庁内での処分については10分の1、6月ということでお聞きをいたしました。今回の刑事処分についてはどのようになっておりますか。

○ 人事課長

警察の方から検察の方に送致がなされておりますが、罰金刑になろうかということでございます。額については確定はいたしておりませんし、内容によりましてはそのような、科料という形になる場合もあるというふうに聞きおよんでおります。

○ 永露委員

この懲戒処分に関する指針というのがありますね。ここで賭博についてアとイということで、これは単純賭博と常習賭博ということに分けられておりますけども、単純賭博の場合は減給または戒告ということに、これは一応標準指針ということになっておりますが、最初の、この指針の中の第2で、ただし個別の事案の内容によっては標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るといふふうになっておるわけですね。必ずしもこの減給および戒告に限らない。個別の事案によってはそれ以上のものもあり得るといふふうには私は理解しておるんですが、それでよろしいですか。

○ 人事課長

処分指針に設けてございますアの賭博、そしてイの常習としての賭博をした場合というのは、刑法の185条単純賭博、186条常習または開帳という形でございますが、そこと直接ダイレクトに結びつくものではございません。そういったものを参考としてこの処分を決定するものでございまして、今質問者言われましたようにこれはあくまでも標準的な例でございますので、内容、そういったもので変わってくることはございます。

○ 永露委員

賭博の場合、その内容によって変わるというのは一番警察が関心を持つのが、それがいわゆる暴力団等への資金源ということが第1番なんです。ですから普通の単純賭博に関しては、そうやらないんです。法的には厳密に言えば全て賭博罪にかかりますけども、例えば賭けマージャンとか賭けゴルフとか、少々のものであればそれが例えば友達どうしでの金銭のやり取りであるとかいうものに関しては、厳密に言えばこれは賭博罪ですけれども、賭博罪を構成しますけども、そこまではやらない。なぜか。警察が一番恐れるのは、そういうものが、資金源が暴力団に流れるということが一番恐れておるんですよ。ですからここに、あなたが今言われた第2で必ずしもここに掲げておる標準例にこだわらないと。それ以外のものもあり得るといふのは、例えば一般的な個人間の賭博で逮捕された場合と、暴力団への資金源として使われるような行為で逮捕された賭博においてはここに差異が出てくるというふうには私は理解しておるんで

すが、そういうこともあり得るということですね。

○ 人事課長

今回のケースの場合、これが暴力団の資金源となるようなカジノであったかどうか、警察の方にお尋ねをいたしました。お答えはいただけませんでした。捜査中ということでもございましたが、ただ刑法上、常習かどうかという、186条でいくかどうかの問題ですが、賭博行為の内容、賭けた金額、賭博行為の回数、前科の有無等で総合的に判断されるというふうに刑法では解釈がなされております。

○ 永露委員

この処分をするにあたって、一応の標準例はあるけども、そのときそのときの事案の内容によって、それ以外のこともあり得るという表示ですから、今一番私が懸念した、それが暴力団関係への資金流入になっていないかということが一番心配なんです。ですから、仮にそれがはっきりすればね、そうであるのとないとでは、この処分が違ってくるんじゃないですか。私はそう思いますよ。違いますか。例えば今回の場合はインターネット賭博ということですけども、例えば明らかに暴力団が開催する博打場に行って、そこでやった。そして逮捕されたということであればね、今回のような減給および戒告ということでは済まないんじゃないですか。違いますか。

○ 人事課長

処分にあたりまして、賭博か常習かということの中には、悪意ということ質問者言われました。悪意の中にそういった概念もあろうかと思いますが、今回のケース、暴力団の資金源かどうかということについては、警察の方からは教えてはいただいております。ただ本人、そういった事情聴取をした中で、回数、そういった関係の中で処分の量定が定まったものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○ 永露委員

私が再度お尋ねいたしますけれども、そういった暴力団への資金に流れるというような事実があるとすれば、この処分は自ずと変わってくるんじゃないですかと。あなたは今警察では教えてくれませんかと言うけども、現状で分からない、分からないと思いますよ。教えてくれなかったら分からないと思いますけれども、だから仮の話では答えられないかも分からないけども、仮にこれがそういうものであったということになると、自ずと今回の処分は私は当然変わってくるのではないかなと思いますよ。ですから単純賭博の中でも、通常の個人的なやり取りとかいうことに関しての警察の捉え方と、それと別に暴力団関係の問題ということになると、全然違ってくるんですよ。ですから当然そういうことによって市の処分も書いてあるじゃないですか。それぞれの事案によって、それと違う処分も行いうるというふうに書いてあるでしょ、第2に。ですから当然そういうことも私はあり得ると思うんですけども、田中部長、そうじゃねえと言いたいけど、そうですか。教えてください。

○ 人事課長

確かに過去の判例等見てまいりますと、暴力団関係の悪意を持った賭場といったらおかしいんですけども、そういった関係の中で常習賭博として逮捕された人がおられることは事実でございます。今回のケース、単純賭博での逮捕であったということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○ 永露委員

じゃあ、先ほど私が1つの例として挙げましたね。これは単純賭博でいいです。単純賭博にしてもその内容によってあなた方はこの減給、戒告というふうに一応標準例は出しておるけども、その時々事案の内容によってそれは変わりうるということをお認めになるでしょ。なるでしょ。なるかならんか言ってください。

○ 人事課長

あくまでも標準的な例でございますので、その実情、こういったものを鑑みの中で最終決定という形になるものでございます。

○ 永露委員

じゃあそういうこともあり得るということをお認めになりました。

そこで例えば、今回の例からちょっと外れますけれども、今後の問題としてあり得ることです。お尋ねいたしますが、先ほど申し上げましたように、いわゆる暴力団絡みに、暴力団と無関係のいわゆる単純賭博で逮捕された場合と、明らかに暴力団が関与する賭博場で、そこで客として賭博行為を行って逮捕されたという場合では、当然ここに出されております標準例とは違う処分だということではあり得るといっていいのでしょうか。そう書いてあるじゃないですか。

○ 人事課長

暴力団か否かということもございましょうが、実際そのカジノ店がどのような形での営業なされていたか、映画等のイメージで暴力団の賭場という形の中での雰囲気もございましょうが、そういった形でなかったということと、インターネット賭博、これ自体が直接本人が海外のカジノサイト、ここと契約を結びまして、インターネット賭博をやった場合につきましては現行法上は法のはざ間にあるということで、処分について法的見解が分かれるところであるという、法のはざ間の案件であると。ただ今回のケースの場合、お店が直接海外のサイトの代理店と、場外的な形で、そこで現金の授受をしておりましたので、賭博になっておりまして、本人がインターネット賭博、これが違法ではないというお店の人間に誘いを受けたという事情も考慮する中、回数、月数等を総合的に判断しまして、量定が決定されたというふうに理解をいたしております。認識いたしております。

○ 永露委員

ですから、今回のこととは外れますがということで申し上げておるんです。今後のことでもありますので、今回の場合は今回でいいんですけれども、今後の問題としてこういうこともあり得ますので、この条文から素直にいくと当然その時々的事案の内容によって、この処分は変わり得るといっていいことをあなたお認めになりましたので、その事案の内容によって変わり得るといっていいその事案の内容というのが、例えば今言ったような俗にいう一般的な金銭の授受というのと、それと別に警察等が一番恐れておる暴力団関係への資金になるという状況とは全く違うんですよ。処分としてはそれは同じですよ。刑事処分としては同じですけども、あなた方がいう行政処分の中では当然そこに差異が出てきて当然だというふうに私は申し上げてるんです。それに対して今回の場合は、今回の場合はと。今回の場合は置いていただけですか。だから今後の問題でそういうこともあり得ますので、そういう場合には今言ったような処分の内容が差異が出てくる。より厳しいものになるということだとして、当然この文章からいくとあり得るといっていいふうに私は理解してるんです。そういう理解に立ちませんか、あなたは。

○ 人事課長

直接暴力団の経営か否かと、どの程度関与かということもございましょうけども、直接的に暴力団の関与ということで量定を大きく左右するという形では考えておりません。

○ 永露委員

じゃあこの第2で書かれておる、一応この標準例を例とする。ただし個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るといっていいふうに書かれておるんです。だから私は同じ賭博、例えば同じ罪でも、同じ賭博罪であってもその内容によっては当然差異が出てきて当然だと。それがこの第2じゃないんですか。標準例と例外的なものとして、この第2が書かれておるんじゃないですか。それでもあなた方は行政処分の中にそういうことは全く見ずに、ただこれは単純賭博だから、これは標準例でいきますというふうにやりますか。違うでしょ。

○ 人事課長

先ほど申しました暴力団、この関与がどの程度賭場の中に見えるかどうかというのもございましょうし、総合的に勘案する中で判断させていただいたということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 永露委員

全然今かみ合っていないですよ。あなたは今回のこと、今回のことについてあるけどね、私は将来的に今後の問題としてこういうことだって、私が申し上げてるようなことだってあり得るんですから、そういうときには当然この標準例から外れて、より厳しい処分になり得ると、私はしてもいいというふうに思ってるんですよ。それがここに例外的な措置として、それができますよと。ということが言ってるんですから、当然そういうことがあった場合には、今回のことじゃないんですよ、将来的にそういうことが起こり得たときには、そういうことだって当然あり得ますよねということをお願いするんです。だから私が何度言っても、あなたは今回の場合は、今回の場合はと、今回の場合は外してください。いかがですか。

○ 人事課長

先ほど申しましたが、暴力団が直接的に関与したような賭場で、金額も多く、回数も多い場合に、常習賭博として対応された例がございます、刑法の中でも、単純賭博ではなくて。ですからそういったものを勘案する中で総合的に判断させていただきたいと思っております。

○ 人事課長

刑法の中でも、単純賭博か常習賭博かというところの中で暴力団の賭場かどうかというものが、直接的な賭場かどうか、そういったものが判断され得る場合もあろうかと思っております、そういったものを参考に今後検討させていただきたいと思っております。

○ 永露委員

暴力団の賭場だからどうこうじゃないんです。暴力団の賭場であっても単純賭博罪は成立するんですよ、当然。それは暴力団のどうだからということで単純か常習かという判断じゃないんですよ。いわゆる単純賭博はそういう賭場で金銭のやり取りがあっても単純賭博罪での罪名が確定することだって当然あるんですから。だからそういうことじゃないんです。ただそういうことの中には同じ事案の内容によっては異なることがあり得ますよというふうに書かれておるんだから、当然その事案の内容によってより厳しい庁内での行政処分が諮問委員会で処分が行われることだって当然あり得ることでしょうと。ということをお聞きしてるんです。

○ 人事課長

質問者言われます意見、貴重な意見と承りまして今後対応させていただきたいと考えております。

○ 永露委員

もうあなたとはよっぽど肌が合わんごとありますね。今晚ゆっくりありますから、また話しましょう。

それでね、参考までにお尋ねしておきますけども、私もいわゆる賭博罪をちょっと調べてみましたけどね、私も何回かこの賭博罪やっておりますね。やっております。花札もやりましたし、麻雀も賭けましたし、金銭のやり取りもしましたし、ゴルフも賭けでやったことがあります。今はやっておりますけどね、やりました。これはもう明らかに賭博罪なんです。昔よくはやったことでね、役所の中にも出回っております高校賭博、高校野球のね。あれも立派な賭博罪ですよ。今は当然やってないでしょうけど、ね、査問委員会、私は昔の言い方しますけど、査問委員会は構成はどのようになっていますか。

○ 人事課長

助役以下特別職と部長職でございます。

○ 永露委員

部長何人おられますかね。

○ 人事課長

部長職18名でございます。

○ 永露委員

で、今回の場合、単純賭博で10分の1、6月の処罰、処分をやったんですが、良心は痛まんかったですか、お二人。

○ 人事課長

良心ということでございますが、審議会の委員と、質問者言われることにつきましては、通常の、過去審議会の審査委員が麻雀等賭博をしたことがないのかというようなご質問かと思いますが、今回の処分につきましては、この刑法罰について逮捕されたという中での処分でございますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。それから職員につきましても、直接的な現金の授受でない麻雀等につきましても賭博ではないということもございますし、法外の法という概念もございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 永露委員

今、念のために言われましたけど、分かっておりますよ。そういう物品に関してはならないことも分かっております。ただし金銭については厳密に言えば全て賭博罪が成立しますからその部長のお2人は良心が痛まんかったかということでお尋ねしたんですけれども人事課長がお答えになったんですけれどもね。2人とはまた今日夕方話しましょう。いいです、結構です。

○ 川上委員

今世間を騒がしてる元防衛事務次官、守屋武昌ですか。彼は防衛庁汚職のときに徹底撲滅というか、徹底調査と徹底防止を叫び続けたんですね。そのとき彼はずーっともう付き合ってたわけですね、彼らと。で、今度の問題について、私は市長がどういう観点から調査をしたのかというのが聞きたいわけです。11月20日付の報道を読みますと、市長は市民の信頼を失墜させ大変申し訳ない。職員の指導を徹底したいと、このように談話出されたという報道があるわけです。どういうスタンスでこの職員の事案について調査をされたのかお尋ねします。

○ 人事課長

調査ということでございますので、本人を呼びまして、そして事情聴取をいたしました。また警察、県警の方にもご連絡をさせていただきまして、県警の方からも事件の概要等について報告を受けたところでございます。

○ 川上委員

査問委員会ですか、あるようですけど、市の職員の中には警察OBも何人もおられるでしょ。あなた方はこの調査にあたってどういうスタンスで臨むかというのをはっきりさせないといけないと思うんですよ。私は私なりに考えました。それが1つは地方公務員の事件ですから、処分を適切に行うという責任がありますよ、市民の立場に立っても。ですからどういう処分が適切かという点でいうと、今同僚委員の方からも言われましたけど、調査を広げないといけないですね。正確にしないといけない。これから発展する可能性についても考えないといけないと思うんですよ。そういう問題。2点目は先ほど30台のとか言われましたけど、36歳と報道ありますね。旧飯塚でいえば、の職員かどうか知りませんが、旧飯塚の場合はこの10年間、合併前の10年近くの間には4分の1職員を減らしてね、採用を最低限に抑えてきた。36歳だから非常に採用が少ないときに入ってきた職員じゃないかと思うわけですよ。優秀な人材を入れたつもりじゃないかと思うんですね。その職員を飯塚市長は育て上げきれなかったと。犯罪を犯すようにさせてしまったという面もあると思うんですね。育て上げる観点から見て、自分たちに何が不足だったのかと、市長として。それから3つ目は暴力団のことも言われましたけど、この職員が腐敗の中に足を突っ込まさせられていたのではないかという角度からも調査しなければならなかったのではないかと思うんです。他にもあるかもしれません。それでお聞き

いたしますけどね、彼が手を染めた賭博はこのバカラ行為だけだったのか、それとも賭け麻雀とかそのほかのことがあったのかなかったのか、これは調査しましたか。

○ 人事課長

過去の本人の職場での行為等についても、過去の上司等からも聞いておりますし、麻雀についてはやってはいないという報告を受けております。

○ 川上委員

賭け麻雀じゃなくて、麻雀そのものをしてないんですか。

○ 人事課長

麻雀をずっとやってきたということではございません。麻雀については得意ではないというふうに理解をいたしております。

○ 川上委員

ポケットティッシュをもらったから中洲でこういう賭博をするようになったというのはちょっと解せない。仲間と一緒に行ってたのではないですか、誰かに誘われて。これ1人でやって楽しいもんですかね。よく分かりませんが。失礼な言い方になるかもしれないけど、やっぱり職場の仲間と行ってなかったかというのはね、市長としては一番に考えんといかんことやないですか。その辺は調べましたか。

○ 人事課長

その点については調査をいたしておりますて、同じ職場の職員が行っておれば処罰の対象と当然なるわけでございますが、そういう対象職員についてはおりません。

○ 川上委員

それからこの方の36歳主任の給与がいくら分かりませんが、毎月2、3回店に通って、一晩で最大十数万円を賭けることもあったというわけですね。この人は賭けにずっと勝ってたんですか。だいたい負けるのが賭博でしょ。元手があるでしょ。この人元手は何ですか。

○ 人事課長

本人の収入は給与が大半でございます。

○ 川上委員

それは本人が言ったことですよ。調べようがないから。それで、貸してくれる人がいなかったのか、そういう観点からの調査はしましたか。

○ 人事課長

純粹に職員、処分した職員につきましての公表をいたしておるわけですが、個人的な事項につきましては、回答については差し控えさせていただきたいと、かように考えております。

○ 川上委員

今の答弁は貸してくれる人があったという答弁になりますよ。貸してくれる人がいなかったのかと、個人に関わることは答弁できないということですから、それは個人の名前が言えないということなんです。というふうになりますよ、やり取りから言えば。政治家とか業者とか、サラ金とか暴力団とか、そういうところから、彼らは、暴力団とかは金貸すために賭博させるわけですからね、地方公務員でも。よくあるじゃないですか、勝たせとって負けて金貸すという、仲間に引きずり込んで。それを一番恐れないといけないんじゃないですか、飯塚市としては。

○ 人事課長

公務員倫理規定の中に、飯塚市、今年設けたわけでございますけども、その観点から全ての調査を行っております。今質問者が言われるような案件についてはございません。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 15 : 39

再開 15:39

委員会を再開します。

○ 川上委員

市民は生活保護課の事件について、その前は庄内からの事件もあったんだけど、本当に、議員に弱く市民に強い、市民をくじくというか、で、仲間に甘い。これが飯塚の公務員じゃないのかと。そういう怒りともやるせなさともいえないような気分が広がりつつありますよ。人事課長の報告の中で30名の職員と、36歳の主任、経済部と書いてるじゃないですか。総務委員会でどうして30名の職員になるんですか。この1つを取ってみても議員に弱く市民に強い、仲間に甘いと言われても仕方ない状況がありはしないですか。そしてこれはどうなっているかと聞いていったら個人情報だの、情報公開請求しろだの言って出てきたものは何がなんだか分からない。だからこの際ね、透明性、これは市長から言っていたかかないと通らないですよ。永露委員の質問いろいろ聞いてまして、大変驚くこともありましたが、非常に興味深く聞きました。また違う機会に勉強したいと思うので、今日はこのくらいで質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市鹿毛馬入会団体における『入会権確認等請求事件』について」、報告を求めます。

○ 管財課長

入会権確認等請求事件の訴訟につきまして、簡単に報告をさせていただきます。

福岡地方裁判所飯塚支部から入会権確認等請求の訴状が送達され、平成19年11月14日付けで受け付けました。その概要を報告いたします。

原告は、飯塚市鹿毛馬1111番地 梅田親義外8名です。被告は、飯塚市長であります。

請求の内容ですが、飯塚市鹿毛馬区内、旧穎田町でございます、にある穎田町また村名義の158筆、約173万平方メートルについて、入会権を有する確認および真正な登記名義の回復のため、原告梅田親義外2名に所有権移転登記手続きを求め、更に9筆、約28万平方メートルについて入会権を有する確認を求めるものでございます。

現在、顧問弁護士と今後の対応について協議中であります。

以上、簡単ではございますが、訴訟の報告に代えさせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「各支所における市民税等申告受付期間の変更について」、報告を求めます。

○ 課税課長

市民税等の申告受付につきましては、本庁および各支所におきましても約1カ月間実施してきたところですが、行財政改革に伴う人員減により各支所におきましては、これまでと同様に実施することが困難な状況となっております。

検討しました結果、各支所より2名ずつ、計8名の申告受付班を編成し、その班が各支所での受付を巡回で実施するという体制をとることといたしております。

受付期間につきましては、別紙資料のとおりでございます。筑穂・庄内・穎田支所におきましては日曜日を含めた6日間の受付期間を、穂波支所におきましては来庁者も多いため10日間を予定しております。

受付時間につきましては、日曜日は前年度どおり9時から15時まで、平日の受付は1時間

延長いたしまして18時までとしております。

なお各支所での受付期間は限定しておりますが、その期間中は市民の方はどなたでも申告されることは可能であります。本庁でも同様であります。また各支所での受付期間以外に来庁された方につきましては、原則として受付を行うことができませんが、年金収入のみの方、市への申告だけで済む方は適時受付を行うこととしています。

この件に関しましては、自治会連合会理事会に報告いたしております。また現在は各自治会連合会支部に出向き、説明とご理解を得ているところでございます。

啓発周知方法につきましては、市報1月号に掲載しますとともに、各支所ごとに回覧板を回付する予定であります。また各支所で発行しております公民館報への掲載、各支所でのお知らせの掲示を予定しております。

なお本庁での受付期間等は基本的に前年度どおり実施する予定であります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。